

憲ノ規定ナルカ如シ何トナレハ本條ハ兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得ト云フモ兩議院ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ云々ト云ハサルカ故ニ請願書ヲ受クルト否トハ議院ノ自由ニシテ議院自カラ之ヲ定ムルハ格別敢テ法律ヲ以テ制限スヘキモノニアラサレハナリ再言スレハ如何ナル請願ト雖モ之ヲ受クルコトヲ得ヘシト云フ憲法ノ規定ニ對シテ議院法ハ或ル請願ハ之ヲ受クルコトヲ得スト云フ違憲ニアラスシテ何ソヤ

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ、外内

部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

四三〇 議院ハ議事規則其ノ他凡テ内部ノ整理ニ必要ナル規則ヲ定メ以テ各議員一己人ヲ檢束スルコトヲ得ヘシ但シ此ノ規則ヲ以テ憲法及議院法ヲ變更スルコトヲ得サルハ勿論議院以外ノ三者ニ効力ヲ及ホスコトヲ得サルモノトス

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表

決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルベシ

四三一 議員院内ニ於テ一般ノ法律ニ觸ル、所ノ言論ヲナスモ議院内部ノ規則ニ依リ懲戒セラル、ハ格別司法裁判ノ手續ヲ以テ干涉セラル、コトナキモノトス然レトモ議員自ラ院内ニ於テナシタル言論ヲ院外ニ公ケニシタルトキハ一般法律ノ支配ヲ受クヘキハ當然ナリ但シ條文其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトハ云々トアルモ議員ノ意見ハ法律又ハ勅令ニアラサルカ故ニ公布ノ文字少シク適當ナラサルノ憾アリ
有賀學士ハ條文院外ニ於テ責ヲ負フコトナシトノ語中ニ議員所屬ノ黨會ノ決議ニ束縛セラル、コトナキコトヲモ包含スルモノナリト云フモ黨會ノ決議ハ

法理ノ關スル所ニアラサルカ故ニ斯ノ如キ事項ヲ包含スルモノニアラス

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪

ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、コトナシ

議員ハ議場内ニアルト否トヲ問ハス現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル犯罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、コトナキモノトス議員ニ斯ノ如キ特權ヲ與ヘタルハ議員タル資格アルヲ以テ其ノ箇人ヲ保護スルノ意ニアラスノ議會ノ議事ヲ保護センカ爲ナリ若シ此ノ規定ナキトキハ政府ハ其ノ意ニ反スル言論ヲナスノ議員ヲ嫌疑ニ托シテ逮捕スルノ弊ヲ生スルコトナシト云フヘカラス

現行犯罪ノ場合ニ於テ直チニ逮捕スルハ機會ヲ失セサランカ爲ノミナラス證據明白ニシテ前陳ノ如キ弊ヲ生スルノ恐レナケレハナリ又内亂外患ニ關スル

犯罪ノ場合ニ於テ直チニ逮捕スルハ事重大ニシテ國家ノ治安ヲ亂ルノ恐レアルカ故ナリ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

或ル外國ニ於テハ國務大臣及政府委員ハ各議院ノ請求ニ應ジテ出席スルノ職務アルモノトナセトモ我國ニ於テハ出席及發言ノ職權アルモノトナセリ但シ國務大臣及政府委員ハ出席及發言ノ權アルモ議院ヲ組織スル所ノ議員ニアラサルカ故ニ其ノ資格ヲ以テ決議ノ可否數ニ加ハルノ權ナキモノトス

第四章 國務大臣及樞密顧問

國務大臣及樞密顧問ノ官制ハ勅令ヲ以テ定ムヘキモ此ノ勅令ヲ以テ國務大臣及樞密顧問ノ兩職ヲ廢スルコトヲ得ス又以下ニ示ス所ノ二條ヲ變更ス

憲法 第四章 國務大臣及樞密顧問

ルコトヲ得ス

大臣ハ最高官吏ニシテ其ノ職權ノ區域他ノ官吏ニ比シ頗ル廣シト雖モ其ノ官吏タル性質ニ於テハ他ノ官吏ト毫モ差異ナキモノトス大臣ノ員數ヲ定ムルコト及之カ任免ノコトハ凡テ第十條ノ規定ニヨルモノトス

國務大臣ニハ二様ノ地位アリ一ハ天皇大權ノ作用ニ參與スルコトニシテ一ハ法律勅令ノ下ニアリテ行政處分ヲ爲スノ行政官吏タルコト之レナリ而シテ本章ハ參與官タル資格ニ就テ規定シタルモノナリ

樞密顧問ハ純然タル合議体ノ官府ニシテ孤立シテ國家ノ名ヲ以テ政務ヲ處分シ得ルモノニアラス又樞密顧問ノ參與ハ法令ニ對シテ特別ノ法力ヲ増減シ得ルモノニアラス故ニ樞密顧問ノ議決ハ外部ニ現ハレテ法理上ノ關係ヲ生スルコトナシ從テ樞密顧問官ハ行政官ニアラサルナリ

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

四五 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼スルノ職ニ居ルモノナリ故ニ輔弼其ノ宜キヲ得サルトキハ大臣ハ其ノ責ニ任セサルヘカラス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス但シ一二ノ大臣ニシテ副署スルトキハ國務大臣總員カ副署ヲナサハルモ決シテ^憲憲ニアラス

四六 國務大臣ハ何故ニ其ノ責ニ任スルヤ統治ノ大權ヲ施行スルモノハ君主ニシテ君主ノ外何人モ此ノ權ヲ施行スルコト能ハス然レトモ君主ハ如何ニシテ其ノ有スル所ノ大權ヲ施行スルヤト云フニ概シテ國務大臣ノ請求アルニ依ルモノナリ例ヘハ君主緊急命令ヲ發シタリトセシニ之ヲ發スルノ權ヲ有スルモノハ君主ニシテ君主ノ外此ノ權ヲ有スルモノナシ然レトモ君主自身ガ

之ヲ發スルノ必要アルコトヲ認メテ之ヲ發スルハ稀レニシテ概シテ國務大臣ノ請求ニヨリ其ノ申請ヲ認メテ之ヲ發スルモノナリ故ニ緊急命令ヲ發スルニ至リタル所以何ソト云ハハ概シテ國務大臣ガ之ヲ發スルノ必要ヲ認メテ君主ニ申請シタルカ故ナリトスルコトヲ得ヘシ又議會ヲ停止シ衆議院ヲ解散スル場合ノ如キモ君主ノ單意ヲ以テ之ヲ爲スコト稀レニシテ概シテ國務大臣ガ停止又ハ解散ヲ命スルノ必要ヲ認メテ君主ニ申請シタルガ其ノ原因トナルモノナリ斯ノ如ク統治ノ大權ヲ施行スルハ素ヨリ君主ナリト雖モ其ノ主動者タルモノハ國務大臣ナリトスルトキハ國務大臣ハ命令ノ君主ヨリ出ルヲ口實トシテ其ノ責ヲ避クルコトヲ得サルハ當然ナリト云フヘシ又國務大臣ノ請求ニ出ルニアラサル場合ト雖モ國務大臣其ノ命令ヲ奉シテ副署シタルトキハ國務大臣モ亦之ヲ是認シタルモノトナサザルヘカラス何トナレハ國務大臣ニシテ其ノ命令ノ不當ナルコトヲ信スルトキハ之ニ副署スルコトヲ拒ミ當然其ノ職ヲ退クヘキモノナレハナリ故ニ此ノ場合ニ於テモ國務大臣其ノ責ニ任スヘキハ

當然ナリト云フヘシ要スルニ國務大臣ノ責任ハ輔弼ノ職務ヨリ生スルモノナ

一五八 國務大臣ハ如何ニシテ其ノ責ニ任スヘキヤ條文其ノ責ニ任スト云ヒテ其ノ他ヲ云ハス故ニ別ニ法律若クハ勅令ヲ以テ之ヲ規定セサル以上ハ如何ニシテ其ノ責ニ任スヘキヤヲ知ルコト能ハス但シ一般ノ學說ハ其ノ職ヲ退クヲ以テ普通ノ責任トナスモノ、如シ

一五九 責任ハ連帶ナルヤ否或ハ連帶ナリト云ヒ或ハ連帶ニアラスト云ヒ學說未タ一定セスト雖モ我憲法ニ依レハ疑モナク各自各別ノ責任ヲ有シ敢テ連帶ノ責任ヲ有セサルモノトス何トナレハ條文國務各大臣ハ云々トアルカ故ナリ故ニ一人失敗ノ爲ニ其ノ職ヲ退クモ之ニ干與セサル他ノ大臣ハ共ニ其ノ責ニ任スルノ要ナシ但シ各其ノ輔弼ノ義務ヲ誤リタルカ爲ニ凡テノ國務大臣其ノ職ヲ退クコトアルヘキハ當然ナリ

一六〇 責任ハ何人ニ對シテ之ヲ負フモノナルヤ或ハ議會ニ對シテ其ノ責

ニ任スルナリト云フモノアリ或ハ人民ニ對シテ其ノ責ニ任スルナリト云フモノアレトモ余ハ其ノ責ニ任スルノ義務ハ國家即チ君主ニ對シテノミ有スルモノト信ス何トナレハ委託者ニ對シテ責ニ任スヘクシテ委託者以外ノ者ニ對シテ責ニ任スルノ理ナケレハナリ然ルニ世間往々政治論ヲ以テ法理論ヲ乱サントスルモノアリ或人曰ク國務大臣カ天皇ニ對シテ責ニ任スルハ言フマテモカシサレド宰臣ガ君主ニ對シテ責任ヲ負フハ被僱者カ僱者ニ對シテ責任ヲ負フト一般天下ノ通理ナリ國務大臣カ天皇ニ對シテ責任アルコトハ何ソ特更ラニ憲法ニ規定スルヲ要セン且シ天皇カ無責任ナリトイフ時ノ責任ト大臣カ有責任ナリトイフ時ノ責任ハ必ス同シ意義ヲ有スルモノナラサル可カラス大臣ノ責任ガ天皇ニノミ對スルノ責任ナラハ天皇ノ無責任ハ天皇自身ニ對スルノ無責任トナル可シ責任ノ有無豈ニ自身ニ對シテ言フ可キコトナランヤ天皇無責任ナリトイフ時ハ天皇自身ノ外ノ或ルモノニ對シテノ無責任ナラサル可カラス而シテ大臣ノ有責任ハ其ノ同シ或ルモノニ對シテノ有責任ナラサルヘカラ

ス天皇カ之レニ對シテ無責任ナル而シテ大臣カ之レニ對シテ有責任ナル其ノ或ルモノハ國民ニアラスシテ何ソト又曰ク論スルモノハ曰ク無責任ハ責任ヲ生セス故ニ君主神聖ナラハ君主ニ代ルモノ獨リ責任ヲ負フノ謂ハレナシ大臣ノ責任ハ其ノ輔弼奉行スル君主ノ大權ヨリ來ラスシテ直ニ輔弼奉行ノ職司ニ附スト無ハ有チ生セスサレト有ルモノハ彼方ヨリ此方ニ移ス可シ爲政者ノ責任ハ實在ス然ルニ元首ガ無責任ノ地ニ立チ得ルハ輔弼者カ其ノ責任ヲ取レハナリ若シ輔弼者カ國民ニ對シテ責ニ任スルニアラスンハ元首ノ無責任ハ徒法空文ナランノミ之レヲ輔弼者カ元首ニ代リテ責ニ任スルトイフモ何ノ不可カアラント此說ノ如キ然リ今試ミニ一々之ヲ論難センニ先ツ論者ハ宰臣カ君主ニ對シテ責任ヲ負フハ被僱者カ僱者ニ對シテ責任ヲ負フト一般天下ノ通理ナリ國務大臣カ天皇ニ對シテ責任アルコトハ何ソ特更ラニ憲法ニ規定スルヲ要セント云フモ天下一般ノ通理ナルカ故ニ憲法ニ規定スルヲ得ストノ理ナシ若シ天下一般ノ通理ナルカ故ニ憲法ニ規定スルノ要ナシト云ハハ憲法ノ大半ハ

之ヲ刪除セサルヘカラス今其ノ二三ヲ擧クレハ納税ノ義務兵役ノ義務居住移轉ノ自由家宅不侵ノ權所有ノ權ノ如キ即チ然リ又論者ハ天皇カ無責任ナリトイフ時ハ天皇自身ノ外ノ或ルモノニ對シテノ無責任ナラサルヘカラス而シテ大臣ノ有責任ハ其ノ同シ或ルモノニ對シテノ有責任ナラサルヘカラストイフモ余ハ之ニ同意スルコト能ハス何トナレハ天皇カ無責任ナリト云フ時ノ或ルモノト大臣カ有責任ナリト云フ時ノ或ルモノト同一ナラサルヘカラスルノ理ナケレハナリ又論者ハ天皇ハ之ニ對シテ無責任ナル大臣カ之レニ對シテ有責任ナル其ノ或ルモノハ國民ニアラスシテ何ソト云フモコハ君主及ヒ國家ノ機關ハ人民ノ上ニ權力ヲ有スルモノニシテ人民ノ權力ノ下ニ位スルモノニアラスト云フ卑近ノ法理タモ知ラサルノ妄言ナリ又論者ハ無ハ有ヲ生セスサレト有ルモノハ彼方ヨリ此方ニ移ス可シ爲政者ノ責任ハ實在スト云フモ我憲法中如何ニ之ヲ分拆スルモ君主ニ責任ノ實在スルコトヲ證明シ得ルノ箇條ナシ若シ論者ノ如ク君主ノ責任ハ實在スト云ハハ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスト

ノ箇條ヲ解シテ君主ハ之ヲ侵スコトヲ得ヘシ然レモ侵スコトヲ得ル部分ハ之ヲ輔弼者ニ移シタルカ故ニ侵スコトヲ得サルニ至リタルモノト云ハサルヘカラス然レトモ斯ノ如キハ該條ヲ分拆シテ達シ能ハサル所ナリ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラストハ侵スコトヲ得ヘクシテ侵スヘカラスナルヲ云フニアラス當然侵スコトヲ得サルヲ云フナリ從テ論者ガ元首カ無責任ノ地ニ立チ得ルハ輔弼者カ其ノ責任ヲ取レハナリト云ヒ又輔弼者カ元首ニ代リテ責ニ任スルトイフモ何ノ不可カアラント云ヘルハ大ナル妄論ナリ然レトモ今仮リニ元首カ無責任ノ地ニ立チ得ルハ輔弼者ガ其ノ責任ヲ取ルカ故ナリトセシカ輔弼者ハ輔弼ノ職務ヨリ生スル所ノ責任ト君主ニ代テ負フ所ノ責任ト二種ノ責任アリトナスカ又ハ君主ノ責任ハ輔弼者之ヲ負ヒ輔弼者ノ責任ハ其ノ配下ノ者之ヲ負フモノトナサザルヘカラス之レ果シテ本條ヲ分拆シテ達シ得ル所ノ法理ナルヘキカ要スルニ或者ノ説ハ誤謬ナリ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスルカ故ニ何等ノ責任ヲ負フコトナシ從テ輔弼者カ其ノ責任ニ代ラントスルモ代ルヘ

キノ責任ヲ有セス第三條ニ於テ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスト云ヒ第十條ニ於テ天皇ハ云々文武官ヲ任免スト云ヒ本條ニ於テ國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任スト云フ故ニ本條ニ於テ特ニ天皇ヲ輔弼シ國民ニ對シ其ノ責ニ任スト云ハサル以上ハ天皇ニ對シテノミ其ノ責ニ任スヘキコト寸毫ノ疑ヲ存セス

四六四 副署ノ性質如何或ハ曰ク副署ハ議會ノ協賛ト其ノ効力ヲ同フスルモノニシテ之レナキトキハ法律又ハ勅令タルコト能ハスト或ハ曰ク副署ハ元首ノ行爲ヲシテ國法上ノ行爲トナスモノナリ元首ノ命令ニシテ大臣ノ副署ヲ有セサルトキハ此ノ命令ハ一個人ノ意思ニシテ國家ノ元首タル資格ヲ以テスルノ命令ニ非ス故ニ元首ハ法律ヲ裁可スルノ權ヲ有スレトモ大臣ノ副署ナキトキハ此ノ裁可ハ國家元首ノ行爲ニ非サルナリ眞ノ裁可ニアラサルナリ換言スレハ此ノ法律ハ眞ノ法律ニ非サルナリト余ハ此ノ說ニ從フコト能ハス若シ或者ノ如ク副署ハ議會ノ協賛ト其ノ効力ヲ同フスト云ハ法律命令ハ君主ニ

依テ完成セスシテ大臣ノ副署ニ依テ完成スルモノト云ハサルヘカラスト君主ノ裁可ニ依テ法律命令タルニアラスシテ大臣ノ副署ニ依テ始メテ法律命令トナルモノトナサハルヘカラスト豈斯ノ如キノ理アラシヤ蓋シ法律ハ君主ノ裁可ト同時ニ勅令ハ國務大臣ニ交付スルト同時ニ法律又ハ勅令タルモノニシテ副署ハ只君主ヲ輔弼シテ之ヲ發シタルコト及執行ノ責務アルコトヲ表示スルニ止マルモノナリ
或ハ曰ク副署ハ法令ノ憲法ニ違フヤ否ヤヲ監査シテ其ノ違憲ニアラサルコトヲ保證スルモノナリト之レ又非ナリ何トナレハ大臣ハ輔弼ノ義務アルモ君主ノ行爲ヲ監査スルノ權ナクハナリ若シ大臣ニ監査權アリトセンカ大臣ハ君主ノ上ニ位スルモノト云ハサルヘカラスト
或ハ曰ク大臣ノ副署ナキモ法律命令ハ依然トシテ法律命令ナリ然レトモ法令ヲシテ効力アラシメシメニハ必ス大臣ノ副署ヲ要ス故ニ副署ハ法律命令ヲシテ法律命令タルノ効力ヲ生セシムルモノナリト之レ亦非ナリ大臣ハ國家ニアラ

ス主權者ニアラス焉ソ法律命令ニ効力ヲ與フルノ權方アランヤ
 然テハ大臣ノ副署ナキ法令ト雖モ人民ニ遵守ノ義務アルヤト云フニ決シテ然
 ラス何トナレハ副署ナキモノハ即チ違憲ノ法令ナレハナリ一見スレハ副署ナ
 キ法令ハ人民遵守ノ義務ナキカ故ニ副署ハ法令ニ効力ヲ與フルモノナルカ如
 シト雖モ斯ノ如キハ皮想ノ見解ニ外ナラス
 要スルニ大臣ノ副署ハ君主ヲ輔弼シテ之ヲ發シタルコト及君主ノ此ノ法令ヲ
 執行スヘシトノ命ヲ奉シ之ヲ承諾シタルコト即チ執行ノ責任アルコトヲ表示
 スルモノトス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ
 諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

四六三 樞密顧問ハ唯天皇ノ諮詢ニ應フル所ニシテ太權ノ作用ヲ司ルモノ
 ニアラス又諮詢ニ應フルハ法律又ハ勅令ニ對シテ特種ノ効力ヲ生セシメンカ

爲ニアラス

重要ノ國務ヲ審議ストハ例ヘハ憲法ノ改正、解釋、豫算及其ノ他會計上ノ疑義ニ
 關スル政府ト議會トノ爭議、外國ト締結スル條約、議會ノ可決シタル法律案ノ不
 裁可等ニ就キ審議スルカ如キヲ謂フ但シ重要ノ國務ヲ審議スルハ樞密顧問ノ
 義務ニシテ權利ニアラサルカ故ニ天皇ノ諮詢ナキ場合ニ自ラ進ンテ審議スル
 コト能ハス又重要ノ國務ト雖モ必スシモ樞密顧問ニ審議セシメサルヘカテサ
 ルモノニアラス

第五章 司法

四六三 司法權トハ法律ニ違背シタルモノニ對シ法律ノ命スル所ヲ強行スル
 ノ權ヲ云フ

コヽニ司法權ト云フモ司法トハ立法行政ニ相對シテ國權ノ働ク一ノ形体ヲ指ス
 モノニシテ權力ノ種類ニ付テノ區別ヲ云フモノニアラス換言スレハ司法權モ亦

主權ノ一作用ニ外ナラサルナリ
司法權ハ之ヲ行政權ヨリ分離シテ司法行政各相侵犯セシメサルコトヲ要ス之ヲ
司法權ノ獨立ト云フ

司法權ノ獨立ヲ裁判所カ獨立シテ權利ノ主体トナルモノト解スヘカラス何トナ
レハ裁判所ハ主權者ニ對シテ獨立ノ地位ヲ有スルモノニアラサレハナリ

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ
行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

四六四 本條ハ司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フコト及
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ明示シタルモノナリ以下之ヲ分
拆詳論スヘシ

四六五 司法權ハ天皇ノ委任ニヨリ裁判所之ヲ行フモノニシテ裁判所以外
ノモノハ之ヲ行フコトヲ得ス故ニ國務大臣ハ勿論君主ト雖モ自ラ裁判スルコ

ト能ハサルモノトス而シテ如何ニシテ裁判所ヲ構成スヘキヤハ勅令ヲ以テ定
メスシテ法律ヲ以テ定ムルモノナリ

四六六 條文天皇ノ名ニ於テト明記シタルハ司法權ノ歸スル所ヲ指示シタ
ルモノナリ司法權ハ天皇大權ノ一作用ニシテ裁判所之ヲ行フハ天皇ノ委任ア
ルニヨル

文學士有賀長雄氏曰ク

抑司法事務ノ眼目トスル所ハ毫モ仮ス無クシテ法律ヲ適用スルニ在リ故ニ
他ニ目的トスル所アルカ爲ニ適用ヲ變更スルコトアル可カラス裁判セント欲
スル者ハ一切自己ノ意思ヲ狹マスシテ法律ノ意味ノ在ル所ヲ認定スルニ止
マルヘシ然ルニ天皇ハ平生國家ヲ統治スルノ地位ニ立チ玉フヲ以テ勢ヒ國
家全体ノ利害ニ照シテ事ヲ可否スルニ慣レ玉ヒ單ニ一個ノ場合ノミニ就テ
之ニ關スル法律ノ旨趣ヲ發見スルカ如キハ平生慣レ玉ハサルノ事業タルコ
ト甚ク明ナリ是ヲ以テ自家ノ權内ニ在ルコトナカラ或ハ公正ニ展ルノ恐ヲ避ケ

ソカ爲ニ裁判ヲ親ラスルヲ罷メ他官ヲシテ判決ノ事ヲ司ラシムルモノト
 ス而シテ成ルヘク裁判事務ノ上ニ一己ノ影響ヲ及ホサハランヲ計リ玉ヘ
 リ
 之レ果シテ正當ノ議論ナルヘキカ法律ハ國家ノ命令ニシテ君主ノ發スル所ナ
 リ之ヲ發スル人ガ其ノ發シタル命令ノ旨趣ヲ發見スルニ十分ノ力ナシトスル
 カ如キハ法理上果シテ正當ナルヘキカ法律ノ解釋者中何者カ最モ能ク法律ノ
 旨趣ヲ定ムルコトヲ得ルヤト云フニ君主ノ解釋ホド有効適切ナルハナカルヘ
 シ而モ君主ハ法律ノ旨趣ヲ發見スルノ力ナシトスルカ如キハ法理上果シテ正
 當ナルヘキヤ裁判所ノ裁判ハ公正ナルモ君主ノ裁判ハ公正ニ戻ルノ恐レアリ
 トスルカ如キハ法理上果シテ正當ナルヘキヤ且ツ夫レ法律ノ旨趣ヲ發見スル
 ニ適當ニシテ其ノ裁判公正ニ戻ルノ恐レナキトキハ裁判ハ君主之ヲ親ラセサ
 ルヘカラサルヤ余ハ信ス學士ノ解説ノ如キハ法理上何等ノ價值ヲ有セサルコ
 トナ

然ラハ何故ニ君主自ラ裁判ヲ行ハサルヤト問フ者アラシモ斯ノ如キハ何故ニ
 君主親ラ萬般ノ政務ヲ處理セシテ數多ノ官吏ヲ任命スルヤト云フト同シク
 殆ント問題ニモナラサルモノトス

四六七

條文ニ天皇ノ名ニ於テトアリ世間或ハ裁判官カ或ル事件ニ對シ或
 ル法律ノ箇條ヲ適用スルハ即チ天皇ノ名ヲ以テスルモノナリト解スルモノア
 ラシモ然ラス裁判ヲ行フハ天皇ノ名ニ於テスルモ或ル事件ニ對シテ法律ヲ適
 用スルハ裁判官ノ斷スル所ニシテ君主ノ指示スル所ニアラス故ニ裁判官ハ如
 何ナル權力ヲ以テ裁判ヲ行フヤト問ハハ天皇ノ委任ヲ受ケ天皇ノ名ニ於テ之
 ナ行フト答フヘキモ何故ニ此事件ニ此ノ法律ノ箇條ヲ適用シタルヤト問ハハ
 裁判官自ラ此ノ箇條ヲ適用スルノ正當ナルコトヲ認メタルカ故ナリト答ヘサ
 ルヘカラス裁判ヲ行フハ君主ノ名ニ於テス然レトモ或ル事件ニ對シ或ル條項
 ナ適用スルハ君主ノ名ニ於テセス裁判官ハ君主ヨリ法律ノ適用ヲ委任セラレ
 タリ然レトモ此ノ事件ニハ此ノ條項ヲ適用スヘシトノ委任ヲ受ケス而モ或ル

事件ニ對シ或ル法律ノ箇條ヲ適用スルモ亦君主ノ名ニ於テスヘキモノトセン
カ一事件ニ付キ二箇ノ異リタル裁判ヲ與フルノ理ナキニヨリ扣訴及上告等ハ
凡テ之ヲ禁セサルヘカラサルノ不都合ヲ生セン故ニ曰ク或ル事件ニ對シ或ル
法律ノ箇條ヲ適用スルハ君主ノ名ニ於テスヘキモノニアラスト

四六八 條文ニ司法權ハ云々法律ニ依リ裁判所之ヲ行フトアリ故ニ司法權
ハ法律ニ依テ行ハルモノニシテ君主又ハ行政官廳ノ命令又ハ訓令ニ依テ裁
判ヲ左右スルコトヲ得サルモノトス然レトモ法律ノ委任ニ基ク命令又ハ法律
ノ認ムル命令ニ依テ裁判ヲ行フモ敢テ本條ニ違背スルモノニアラス何トナレ
ハ法律ノ委任ニ基ク命令又ハ法律ノ認ムル命令ニ依ルハ即チ法律ノ定ムル所
ニヨルモノナレハナリ

四六九 裁判所ハ法律及命令ノ憲法ニ違反スルコトナキカヲ審査スルノ權
ヲ有スルヤ否此ノ問題ハ便宜上左ノ如ク區別シテ之ヲ論究スヘシ

第一 法律ノ審査

甲 法律成立ノ手續即チ形式ニ關スル審査

乙 法律ノ規定事項即チ實質ニ關スル審査

第二 命令ノ審査

甲 普通命令ノ審査

乙 緊急命令ノ審査

第一 法律ノ審査

甲 法律成立ノ手續即チ形式ニ關スル審査

四七〇 法律成立ノ手續即チ形式ニ關スルモノトハ此ノ法律ハ議會ノ協贊
ヲ經タルモノナルヤ否君主ノ裁可アルヤ否大臣ノ副署アルヤ否正當ニ公布セ
ラレタルヤ否等ヲ云フモノナリ裁判所ニ君主ノ裁可大臣ノ副署正當ノ公布等
ノ有無ヲ審査スルノ權アルコトハ學者間ニ異論ナキカ如シ而シテ余モ亦之ヲ
是認ス君主ノ裁可ハ即チ法律ヲ確定スルモノニシテ裁可ナキモノハ法律ニア
ラス而シテ裁判所ハ法律ヲ適用スルモノナリ故ニ裁判所ハ其ノ適用セントス

ル所ノモノハ果シテ法律ナルヤ否即チ國家ノ命令ナルヤ否ヲ審査スルノ權ナ
 カルヘカラス又君主ノ裁可アルモ大臣ノ副署ナキトキハ君主ハ其ノ法律ヲ執
 行スヘキコトヲ有司ニ命シタルモノトスルコト能ハサルノミナラス其ノ法律
 ハ即チ違憲ノ法律ナルカ故ニ臣民ヲ拘束スルノ効力ナシ從テ裁判所ニ君主ノ
 發シタル命令ハ果シテ國法上執行ノ効力ヲ有スル命令ナルヤ否ヲ審査スルノ
 權アルハ當然ナリ又法律ハ君主ノ裁可アリ大臣ノ副署アルモ適法ニ公布セラ
 レタルモノニアラサレハ臣民ニ遵守ノ義務ナシ故ニ裁判所ハ又法律ノ適法ニ
 公布セラレタルヤ否ヲ審査セサルヘカラス要スルニ臣民ニ遵守ノ義務ナキモ
 ノハ其ノ名ハ縱令法律ノ二字ヲ冠スルモ裁判所ハ之ヲ適用スルコト能ハサル
 モノトス而シテ君主ノ裁可大臣ノ副署及公布ノ三者具備セサルモノハ臣民ニ
 遵守ノ義務ナキニト一私人カ法律ノ名ヲ冠シテ頒布スルモ之ニ從フノ義務ナ
 キト同一ナリ

上陳ノ如ク裁判所ニ裁可副署公布ノ有無ヲ審査スルノ權アルコトハ一般學者

ノ認ムル所ニシテ余亦異論ナシ然レトモ裁判所ニ議會協贊ノ有無ヲ審査スル
 ノ權アルヤ否ヤニ至テハ學者間異論ナキニアラス故ニ以下此ノ点ニ就テ論究
 スヘシ
 裁判所ハ其ノ適用セントスル法律ノ議會ノ協贊ヲ經タルモノナルヤヲ審査ス
 ルノ權アルヤ否換言スレハ議會ノ協贊ヲ經サル法律ハ人民ニ遵守ノ義務ナキ
 ヤ否一木學士ハ裁判所ニ審査ノ權ナシ人民ニ遵守ノ義務アリト論定セリ學士
 曰ク

(前略)然ラハ則チ帝國議會ノ協贊ナキノ法律ハ果シテ國家ノ命令ニ非サルカ
 是レ余輩ノ更ニ論究スヘキ所ナリ憲法第五條ニ曰ク天皇ハ帝國議會ノ協贊
 ナリテ立法權ヲ行フト故ニ日本憲法ニ依ルトキハ天皇ニ屬スル所ノモノハ
 管ニ立法權ノ体ノミナラス立法權ノ用モ亦タ專ラ天皇ニ屬ス帝國議會ハ單
 ニ立法權ノ行用ニ協贊スルノミ自カラ元首ト協同シテ立法權ヲ行用スルモ
 ノニ非ス余輩ハ既ニ第四節ニ於テ議會ノ協贊ハ元首カ命令ヲ發スルコトニ

同意スルモノニシテ決シテ元首ト共ニ命令ヲ發スルニ非サルコトヲ論セリ
 故ニ議會ノ協賛ハ獨リ元首ニ對シテ効力ヲ生スルコトヲ得ヘシ直接ニ臣民
 ニ對シテ効力ヲ生スルコト能ハサルナリ例ヘハ元首帝國議會ノ協賛ヲ經テ
 一ノ法律ヲ發布シタリトセン此ノ法律ハ有効ノ法律ナリ臣民ハ此ノ法律ヲ
 遵奉セサルヘカラス何カ故ニ之ヲ遵奉セサルヘカラスルカ此ノ法律ハ國家
 ノ命令ナレハナリ何カ故ニ國家ノ命令ナルヤ帝國議會ノ協賛ヲ經タルカ爲
 カ否帝國議會ハ統治權ヲ行フノ權ヲ有セス又臣民ニ對シテ命令スルノ權ヲ
 有セサルカ故ニ此ノ法律カ國家ノ命令タルハ帝國議會ノ協賛アルカ爲ニ非
 サルナリ果シテ然ラハ法律ヲシテ國家ノ命令タラシムルモノハ元首ノ裁可
 ノ外他ニ之レ有ルコトナシ裁可ハ法律カ國家ノ命令タルノ唯一ノ原因ナリ
 帝國議會ノ協賛ハ其ノ共因ニ非サルナリ裁可ハ既ニ國家ノ命令ヲ生スルカ
 爲メ唯一ノ原因ナルトキハ同一ノ原因ハ常ニ同一ノ結果ヲ生スルカ故ニ君
 主ノ裁可ヲ得タルノ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經サルモ其他ノ点ニ於テ憲法

ノ條規ニ牴觸セサルニ於テハ亦タ國家命令タルノ性質ヲ有セサルヘカラス
 帝國議會ノ協賛ハ國家ノ命令ヲ生スルノ共因ニ非サルカ故ニ議會ノ協賛ナ
 キコトハ毫モ裁可ヲ得タル法律ノ國家ノ命令タルヲ妨タルコト能ハス之ヲ
 略言スレハ元首ノ裁可ヲ得テ正式ニ公布シタル法律ハ帝國議會ノ協賛ナキ
 モ亦タ國家ノ命令ナリ理由ノ効力ヲ有スルノ法律ナリ
 前項論スル所ハ憲法第五條ノ解釋ヨリ生スル論理上ノ結果トス今設シ憲法
 第三十七條ヲ以テ國家命令ノ成立ニ必要ナル條件ヲ定ムルモノト認メ帝國
 議會ノ協賛ナキトキハ元首ノ裁可ハ國家命令ヲ生スルノ効力ヲ有セストセ
 ハ是レ即チ臣民カ法律ニ服従スルハ其ノ議會ノ協賛ト元首ノ裁可トアルカ
 爲ナリ協賛ト裁可トハ共ニ國家命令ノ原因トナルナリ元首ハ帝國議會ノ協
 賛ヲ以テ立法權ヲ行フニ非スシテ帝國議會ハ元首ト共ニ立法權ヲ行フナリ
 果シテ條ヲハ三十七條ノ規定ハ五條ノ規定ニ牴觸スルニ非サルカ憲法ハ前
 後矛盾ノ條規ヲ設クルモノニ非サルカ余輩ハ此ノ如キ解釋ニ同意スルコト

能ハサルナリ余輩ノ見ル所ヲ以テスレハ帝國議會ノ協賛ハ單ニ元首ヲ制限
 スルノ効力ヲ有スルノミ其ノ關係スル所ハ元首ト帝國議會トノ間ニ止リ直
 接ニ臣民ニ對シテ効力ヲ生スヘキモノニ非ス故ニ元首カ帝國議會ノ協賛ヲ
 經スシテ法律ヲ發スルトキハ是レ固ヨリ憲法違反ノ最モ甚クシキモノニシ
 テ議會ハ其ノ憲法上ノ手段ヲ悉クシ輿論ハ其ノ全力ヲ集メテ國務大臣ヲ糾
 責セサルヘカラス然レトモ其ノ正當ノ手續ニ由リ廢止セサル間ハ法律ハ猶
 ホ依然トシテ効力ヲ有スヘク臣民ハ帝國議會ノ協賛ナキノ故ヲ以テ之カ違
 奉ヲ拒ムコトヲ得サルナリ

以上論述シタル所ニ依リ余輩ハ左ノ論決ニ歸着セントス審査ニ由リテ天皇
 ノ裁可ヲ得國務大臣之ニ副署シ法律ノ名稱ヲ以テ正當ノ手續ニ依リ公布シ
 タル法律ハ帝國議會ノ協賛ナキモ總テ違由ノ効力ヲ有ス故ニ裁判官ノ審査
 權ハ之ヲ議會協賛ノ有無ニ及ホスコト能ハス

○ 余カ見ハ學士ト反ス學士曰ク議會ノ協賛ハ元首カ命令ヲ發スルコトニ同意ス

ルモノニシテ決シテ元首ト共ニ命令ヲ發スルモノニ非スト又曰ク議會ノ協賛
 ハ獨元首ニ對シテ効力ヲ生スルコトヲ得ヘシ直接ニ臣民ニ對シテ効力ヲ生ス
 ルコト能ハスト之レ固ヨリ正論ナリ然レトモ學士ガ元首帝國議會ノ協賛ヲ經
 テ一ノ法律ヲ發布シタリトセン此ノ法律ハ有効ノ法律ナリ臣民ハ此ノ法律ヲ
 遵奉セサルヘカラス何カ故ニ之ヲ遵奉セサルヘカラスアルカ此ノ法律ハ國家ノ
 命令ナレハナリ何カ故ニ國家ノ命令ナルヤ帝國議會ノ協賛ヲ經タルカ否
 帝國議會ハ統治權ヲ行フノ權ヲ有セス又タ臣民ニ對シテ命令スルノ權ヲ有セ
 サルカ故ニ此ノ法律カ國家ノ命令タルハ帝國議會ノ協賛アルカ爲ニ非サルナ
 リ果シテ然ラハ法律ヲシテ國家ノ命令タラシムルモノハ元首ノ裁可ノ外他ニ
 之レ有ルコトナシ裁可ハ法律カ國家ノ命令タルノ唯一ノ原因ナリト云ヒ帝國
 議會ノ協賛ハ國家ノ命令ヲ生スルノ共因ニ非サルカ故ニ議會ノ協賛ナキコト
 ハ毫モ裁可ヲ得タル法律ノ國家ノ命令タルコトヲ妨クルコト能ハスト云ヒ又
 「元首ノ裁可ヲ得テ正式ニ公布シタル法律ハ帝國議會ノ協賛ナキモ亦タ國家ノ

命令ナリ逕由ノ効力ヲ有スルノ法律ナリト云フニ至テハ余ハ學士ニ同意スル
 コト能ハス如何トナレハ議會ノ協賛ヲ經サル法律ノ存在スルコトナキハ憲法
 ノ保證スル所ナレハナリ憲法第四條ニ曰ク天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總
 攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フト第五條ニ曰ク天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ
 以テ立法權ヲ行フト又第三十七條ニ曰ク凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ
 要スト此ノ三ヶ條ニ依テ見ルルハ議會ノ協賛ヲ經サル法律ハ憲法上存在スヘ
 カラサルコト及君主カ憲法ノ條規ニ依ルニアラサレハ統治權ヲ行フコト能ハ
 サルコト明カナリ而モ學士カ議會ノ協賛ナキ法律ノ存在ヲ認ムルハ何ソヤ憲
 法ノ條規ニ依ラサル統治權ノ作用アルコトヲ認ムルハ何ソヤ之レ明カニ憲法
 ニ違背スルノ説ニアラスヤ憲法ニ於テ議會ノ協賛ヲ經サルモノハ法律ニアラ
 スト定ムルニモ拘ラス協賛ナキ法律ノ存在スルコトヲ認メントスルカ如キハ
 憲法以外ノ議論ト云ハサルヘカラス
 學士ハ君主ノ裁可ハ國家ノ命令タル唯一ノ原因ナリト云ヘリ余モ亦憲法ニ從

ヒテナシタル君主ノ裁可ハ國家ノ命令タル唯一ノ原因ナリト云ハソ然レトモ
 憲法ノ規定ニ從ハスシテナシタル裁可ハ國家命令ノ原因ニアラサルコトヲ信
 ス君主カ帝國議會ノ協賛ヲ經テ一ノ法律ヲ發シタルトキハ此ノ法律ハ有効ノ
 法律ナリ臣民ハ此ノ法律ヲ遵奉セサルヘカラス何カ故ニ之ヲ遵奉セサルヘカ
 ラサルカ此ノ法律ハ國家ノ命令ナルカ故ナリ何カ故ニ國家ノ命令ナルカ君主
 カ憲法ノ條規ニヨリ之ヲ發シタルカ故ナリ學士ハ元首ノ裁可ヲ得テ正式ニ公
 布シタル法律ハ帝國議會ノ協賛ナキモ亦國家ノ命令ニシテ逕由ノ効力ヲ有ス
 ルノ法律ナリト云フモ余ハ我憲法上議會ノ協賛ナキ法律ノ存スルコトヲ認ム
 ルコト能ハス故ニ議會ノ協賛ヲ經スシテ發布シタルモノハ假令之ニ法律ノ名
 稱ヲ冠セシムルモ憲法上所謂法律ニアラス從テ臣民ニ逕由ノ義務ナキコトヲ
 確信ス

抑々法律ハ其ノ形式ニ於テ議會ノ協賛君主ノ裁可大臣ノ副署及適法ノ公布等ノ
 具備スルコトヲ要スルモノニシテ之レナルトキハ形式上ニ於テハ法律トシテ

完全ナルモノナリ而シテ曩ニモ述タルカ如ク裁判所ハ君主ノ委任ニヨリ法律ヲ適用スルモノナルカ故ニ其ノ適用セントスル所ノ法規ハ果シテ法律ナルヤ否ヤヲ監査スルノ權ナカルヘカラス而シテ法律トハ君主ノ單意ヲ以テ制定スルコト能ハサル最強ノ効力ヲ有スル國家ノ命令ヲ云フモノナルカ故ニ君主ノ裁可アルモ議會ノ協賛ナキモノハ法律ニアラス從テ其ノ所謂裁可ハ憲法上ノ裁可ニアラサルコト猶ホ君主以外ノ者カ法律ノ名ヲ冠シテ公布スルモ法律トナスコト能ハサルカ如シ再言スレハ議會ノ協賛ナキモ裁可アルトキハ以テ國家ノ命令トナスコトヲ得ヘクンハ臣民ハ固ヨリ裁判所モ其ノ法律ニ服從セサルヘカラサルモ協賛ナキノ法規ニ對シテナシタル裁可ハ第四條ノ規定ニ違背スルモノナルカ故ニ憲法上ノ所謂裁可トナスコト能ハス從テ斯ノ如キハ國家ノ命令ニアラス故ニ臣民ニ遵奉ノ義務ナク裁判所ニ審査ノ權アルモノトス然ラハ裁判所ハ如何ニシテ議會ノ協賛有無ヲ審査スヘキヤ曰ク法律ノ前文ニ於ケル君主ノ宣言ニ依テ其ノ有無ヲ決スヘキモノトス今之ヲ詳説セシニ君主

可
以
之
手
加
以
之
手
以
之
手

カ法律ノ前文ニ於テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ宣言シタルトキハ裁判所ハ正當ナル議會ノ協賛ヲ經タルモノト認メサルヘカラスシテ君主ノ宣言ノ虛偽ニアラサルヤヲ審査スルノ權ナキモノトス故ニ議會カ正當ニ組織セラレヌ又ハ適法ノ決議ナキモノト信スル場合ハ勿論事實議會ノ協賛ヲ經サルモノト雖モ君主カ議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ宣言スル以上ハ裁判所ハ之カ適用ヲ拒ムノ權ナシ之ト反シテ君主カ法律ノ前文ニ於テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ宣言セサル時ハ其ノ實帝國議會ノ協賛ヲ經タルモノト雖モ裁判所ハ之ニ依テ裁判ヲ行フコト能ハス何トナレハ事實ニ於テハ兎モ角法理上ニ於テハ君主ノ宣言ナキ以上ハ議會ノ協賛アルコトヲ知ルコト能ハサレハナリ論シテコトニ至レハ議會ノ協賛ニ對スル裁判所ノ審査權ノ範圍モ明カナルヘシ即チ協賛有無ニ對スル裁判所ノ審査權ハ唯君主カ法律ノ前文ニ於テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ宣言シタルヤ否ヤヲ審査スルニ止マルモノトス
以上要スルニ裁判所ハ法律成立ノ手續即チ形式ニ關スル審査權ヲ有スルヤ否

ヤノ問題ニ對シテ余ハ左ノ如ク之ヲ論定ス

裁判所ハ之ヲ審査スル權ノアリ故ニ其ノ形式ニ欠クル所アルトキハ之ヲ適用スルコトヲ得ス而シテ其ノ形式中ヨリ議會ノ協賛ノ有無ヲ除クヘキモノニアラス

但シ君主ハ形式ヲ具備スル旨ヲ宣言シタルトキハ裁判所ハ其ノ事實ニ立入リテ宣言ノ虚偽不當ナルヤ否ヤヲ審査スルノ權ヲ有セス

乙 法律ノ規定事項即チ實質ニ關スル審査

四七四 法律ノ規定事項即チ實質ニ關スル審査權ノ有無ニ關シテモ亦世間種々ノ議論アリテ未ダ一定セサルカ如シ然レトモ我國ニ於テハ裁判官ニ此ノ審査權ヲシト論決スヘキモノニシテ其ノ間何等ノ異論ヲ許サザルモノトス
裁判所ニ實質ニ關スル審査權ナキ所以ハ左ニ記載スル所ヲ以テ之ヲ解スルコトヲ得ヘシ

一 裁判ハ天皇ノ委任ヲ受ケテ裁判所之ヲ行フモノナルコト

天皇ノ委任ヲ

二 故ニ彼ノ三權分立說ハ我國ニ於テ認メサルコト

三 裁判ハ法律ニ依リテ之ヲ行フモノナルコト

四 法律ノ解釋ハ立法者ノ下シタル公正解釋ヨリ有効ナルモノナキコト

司法權ハ天皇ニ屬スルモノニシテ裁判所ニ屬スルモノニアラス而モ裁判所之ヲ行フ所以ハ天皇ノ委任アルカ故ナリ而シテ天皇ハ裁判所ニ法律ニ依リテ裁判ヲ行フヘキコトヲ委任シタルモ其ノ規定事項カ果シテ憲法ニ牴觸スルヤ否ヤヲ審査スルノ權ヲ委任セス故ニ裁判所ハ其ノ適用セントスル法規ノ果シテ法律ナルヤ否ヤヲ審査スルノ權ヲ有スルモ法律ノ規定カ憲法ニ牴觸スルヤ否ヤヲ審査スルノ權ナキモノトス而モ尙ホ之ヲ審査スヘシトセンカ裁判所ハ即チ委任外ノ行爲ヲナスモノニシテ其ノ極我國ニ於テ認メサル彼ノ三權分立說ヲ認ムルニ至ルヘシ

人或ハ形式ニ關スル審査權ヲ認メテ實質ニ關スル審査權ヲ認メサルハ前後矛盾スルモノナリト云ハンモ然ラス裁判所ハ法律ノ適用ヲ拒ムコト能ハサルト

憲法ノ條文
ノ實情ノ條
ノ實情ノ條
ノ實情ノ條

同シク法律ニアラサル無効ノ命令ヲ適用スルコト能ハサルカ故ニ其ノ適用セ
 ントスル法規ノ果シテ法律ナルヤ否ヤヲ審査セサルヘカラスト雖モ適用セ
 トスル法規ノ果シテ法律ナル以上ハ其ノ當不當ヲ審査スヘキモノニアラス何
 トナレハ法律ノ實質ニ關スル審査權ノ委任ヲ受ケサルノミナラス裁判所ノ解
 釋ハ立法者ノ下シタル解釋ノ上ニ効力ヲ有スルコト能ハサレハナリ裁判所ノ
 解釋ハ人民ノ解釋ヨリ有効ナルト同シク立法者ノ解釋ハ裁判所ノ解釋ヨリモ
 有効ナリ故ニ立法者カ憲法ニ牴觸セストナス所ノモノハ裁判所之ヲ牴觸セリ
 ト解スルコト能ハス假令カク解シ得ルモ其ノ解釋ハ立法者ノ解釋ノ上ニ効力
 ナ有スルコト能ハス從テ立法者カ或ル法律ヲ發布シタルトキハ法理上憲法ニ
 牴觸セリト論決スルコトヲ得ルモノト雖モ裁判所ハ憲法ニ牴觸セサルモノト
 認メサルヘカラスト換言スレハ憲法上適法ノ手續ヲ經テ發布シタル法律ニ違憲
 ノ法律ト見ルヘキモノナシ既ニ違憲ノ法律ニアラス豈國家ノ命令ニアラスト
 スルコトヲ得シヤ要スルニ形式ニ關スル場合ハ審査權アリト云ヒ實質ニ關ス

ル場合ハ審査權ナシト云フモ各其ノ然ル所以ノ理由アルモノニシテ敢テ前後
 矛盾スルモノニアラス

第二 命令ノ審査

甲 普通命令ノ審査

命令ヲ以テ法律ヲ變更スヘカラスト及裁判ハ法律ニ依リテ之
 ヲ行フモノニシテ命令ノ爲ニ拘束セラルモノニアラサルコトハ既ニ解説シ
 タル所ナリ故ニ裁判所ハ命令ニ就テハ其ノ形式ノミナラス實質ヲモ審査スル
 ノ權ヲ有スルコト明カナリ蓋シ行政機關ハ憲法及ヒ法律ニ對シテ公正ノ解釋
 ヲ下スノ權ナキカ故ニ裁判所カ命令ヲ適用スルニ當リ其ノ命令ハ果シテ憲法
 及諸般ノ法律ニ牴觸スル所ナキヤ否ヤヲ審査セサルヘカラスト而シテ憲法及法
 律ニ牴觸セサル場合ニ於テ始メテ之ヲ適用スヘク牴觸スル場合ニハ之ヲ適用
 スルコトヲ得ス但シ裁判所ノ命令ノ憲法又ハ法律ニ牴觸スル旨ノ判決ハ其ノ
 受理シタル或ル事件ニ就テノミ効力ヲ有スルモノニシテ其ノ命令ヲ廢止消滅

力判所ハ憲法ノ
 二四東モラズ
 トハ何モノ旨
 言ノ理ノ律ニ
 如キ之ハ刑罰
 三附コルハ
 如キ事ノ旨
 奉ルコトヲ
 セサルヘカ
 ラス

スルノ効力ヲ有スルモノニアラス

乙 緊急命令ノ審査

四三三 法律ニ代ルノ効力ヲ有スル緊急命令ニ就テハ裁判所ハ天皇ノ勅命ニ出テタルヤ其ノ勅命ハ第八條ノ規定ニ依リタルモノナルヤ大臣ノ副署アルヤ等ヲ審査スルノ權ヲ有スルモ果シテ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲ニ緊急ノ必要アリタルヤ又其ノ規定ハ憲法ニ牴觸スル所ナキヤ等ヲ審査スルノ權ヲ有セサルモノトス其ノ然ル所以ハ緊急命令ニ對スル解釋及前段ノ説明ニ依テ明カナレハコノ再說セス

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

四三四 本條ハ裁判官ノ獨立ヲ保明シタルモノナリ即チ裁判官ノ任免ハ他ノ行政官ノ任免ノ如ク君主之ヲ任免スルモ法律ニ依ルニアラサレハ任免スハカラサル旨ヲ定メタルモノナリ

四三五 刑法ノ宣告ニ由ルトハ刑法ニ於テ裁判官ヲ免スル場合ヲ定ムルトノ意ニアラスシテ刑法ノ宣告ヲ受ケタルトキハ之ヲ原因トシテ職ヲ免スルトノ意ナリ又刑法ノ宣告ト云フカ故ニ刑法ニ依リテ刑罰ヲ科セラレタルトキハ罪ノ種類ヲ問ハス之ヲ免スルコトヲ得ヘキカ如シ然レトモ違警罪刑ノ宣告ノ如キハ免職ノ理由トナラスシテ之カ原因トナルモノハ公權ヲ剝奪若クハ停止セラルハ刑ニ處セラレタルトキニ限ルノ意ナルヘシ

四三六 裁判官ハ本條ニ掲ケタル二个ノ場合ノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナキニヨリ其ノ意ニ反シテ行政官ニ轉任セシムルコトヲ得ス何トナレハ行政官ニ轉任セシムルハ即チ裁判官ノ職ヲ免スルモノナレハナリ

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

四七〇 本條ハ裁判ノ對審判決ヲ公開スヘキコトハ其ノ例外トヲ定メタルモノナリ而シテ裁判ヲ公開スルハ裁判ノ公正ヲ保證スルノ手段ナリ刑事ノ審理ニ豫審アリ對審アリコトハ對審ト云ヘハ豫審ハ其ノ中ニ包含セサルコト明カナリ又裁判所ノ決議評議ノ如キモ本條ノ規定以外トス對審ノ公開ヲ止ムル場合ニアリ一ハ法律ニ於テ之ヲ定メタル場合ニシテ一ハ裁判所ノ決議アリタル場合ナリ而シテ其ノ公開ヲ停ムル所以ハ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルカ故ナリ條文對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得トアリ故ニ如何ナル場合ト雖モ判決ノ公開ヲ停ムルコトヲ得サルモノトス

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

四七一 本條ハ特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘキ旨ヲ規定シタルモノナリ而シテ特別裁判所トハ陸海軍裁判所戰時ニ於ケル裁判所及行政裁判所等ヲ指スモノナリ

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

四七二 本條ハ行政裁判所ニ屬スル事件ヲ定メ其ノ行政裁判所ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スヘカラサル旨ヲ明示シタルモノナリ
四七三 本條ニヨレハ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ左ノ條件ヲ具備

スルコトヲ要ス

- 一、行政官廳ノ處分ナルコト 故ニ行政官吏ノ處分ト雖モ其ノ官廳ヲ代表セサル者ハ司法裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトス
- 二、其ノ處分ハ違法ノ處分ナルコト 違憲ノ命令ニヨリテナシタル處分又ハ命令ハ違憲ニアラサルモ命令ニ違背シテナシタル處分ノ如キヲ違法ノ處分ト云フ而シテ違法ノ處分ハ必ス官廳ノ違法處分ナルコトヲ要ス故ニ官廳ヲ代表セサル處ノ官吏ノ違法處分ハ司法裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトス
- 三、人民ノ權利ヲ傷害シタルノ事實アルコト 故ニ人民ノ利益ヲ傷害スルモ權利ヲ傷害セサルトキハ行政裁判所ノ管轄ニ屬セス
- 四、法律ヲ以テ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキコトヲ定メタル事件ナルコト 故ニ法律ヲ以テ定メサル事件ナルトキハ假令前述三个ノ要件ヲ具備スルモ行政裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノニアラス法律ヲ以テ其ノ場合ヲ限ル所以ハ行政裁判ノ目的ハ行政處分ヲシテ法律及勅令ニ依ラシムルニ在リテ直接ニ一箇人ノ

利益ヲ保護セントスルニアラサレハナリ

以上四箇ノ要件ヲ具備シタル訴訟ハ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノニシテ司法裁判所ニ於テ受理スヘキモノニアラス其ノ司法裁判所ノ管轄ニ屬セシメサル所以ハ司法權ノ獨立ノ必要ナルト同シク行政ノ獨立モ亦甚ダ必要ニシテ二者相侵サスシテ始メテ充分ノ効用ヲ奏スルモノナレハナリ但シ本條ハ或ル條件ヲ備ヘタル事件ハ司法裁判所ノ管轄外ナルコトヲ定メタルモノニシテ本條指定外ノ事件ヲ受理スルコトヲ禁止シタルモノニアラス故ニ本條指定以外ノ事件ナルトキハ行政處分ニ關スル訴訟ト雖モ司法裁判所之ヲ受理スルコトヲ得ヘク而モ決シテ違憲ニアラス

第六章 會計

一八四 國家ノ財産ニ二アリ公産及私産之レナリ公産トハ物件自身カ直チニ其ノ形体ヲ以テ公共ノ用ニ供セラルヘキモノニシテ私産トハ物件其ノ者カ直チ

ニ公共ノ用ヲ爲サスシテ其ノ價ヲ以テ國家ノ用ニ供スルモノナリ而シテ本章ニ所謂會計トハ國家ノ私産ヲ管理スルノ所爲即チ金錢ノ出納ヲ管理スル手續ヲ指スモノニシテ臣民ノ生計ト密切ノ關鍵ヲ爲スモノナリ故ニ憲法ハ殊ニ之ヲ慎重シテ本章ヲ設ケ議會ノ協賛及監督ノ權限ヲ明確ニシタリ

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

一八三 本條別テ三項トナス第一項ニ於テハ法律ヲ以テスルニアラサレハ新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルコト能ハサル旨ヲ規定シ第二項ニ於テハ報

償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ法律ヲ以テ定ムルノ限リニアラサルコトヲ規定シ第三項ニ於テハ國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘキコトヲ規定シタリ以下之ヲ解説スヘシ

一八三 既ニ定マレル租稅ノ外新タニ租稅ヲ設ケテ人民ニ負擔セシメントスルトキ及率稅ヲ變更スントスルトキハ法律ヲ以テ定ムヘキモノトス此ノ規定ハ實ニ臣民ノ權利ニ重大ナル關係ヲ有スルモノナリ未タ立憲制ノ行ハレサル時ニ在テハ新タニ租稅ヲ課スルモ將タ稅率ヲ變更スルモ政府ノ自由ニシテ臣民之ニ干涉スルノ權ナカリシト雖モ憲法ノ實施ト共ニ吾人ハ自ラ其ノ必要ヲ承知セサル議會ノ認諾セサル國費ノ爲ニ財產ノ一部ヲ強要セラルヘコトナキニ至リタルモノトス

一八四 租稅ハ行政學上人事負擔ノ一種ニシテ各人一般ニ負擔ノ程度ヲ均一ニスル一ノ標目ニヨリ高權ノ作用ヲ以テ金錢ヲ國庫ニ拂ヒ込マシムルモノ

ナリ
税率トハ租税ノ額ヲ定ムル所ノ目標トナル割合ノ高チ云フモノナリ

四八五 行政上報償ノ性質ヲ有スル所ノ金錢即チ行政上ノ手数料及行政上ノ收納金ハ租税ノ如ク法律ヲ以テスルモノニアラスシテ行政命令ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス何故ニ法律ヲ要セサルヤト云フニ是等金錢ノ收納ハ彼ノ租税ノ如ク高權直接ノ作用ニ出ルモノニアラスシテ法律勅令ノ範圍内ニ於テスル行政ノ處分ニ過キサルカ故ナリ決シテ有賀學士ノ云フカ如キ手数ノ多少ハ之ヲ行フ政府ノ知ル所ニシテ帝國議會ノ敢テ知ル所ニ非ストノ理由ニ出ルモノニアラス

四八六 手数料トハ租税ニ對スルノ語ニシテ租税ト同シク公法上金錢ヲ國庫ニ收入スルモノナリト雖モ二者其ノ性質ヲ異ニスルモノナリ租税ハ國家全體ノ事業ニ對スル經費ニ充テシカ爲ニ課スル所ニシテ苟モ帝國ノ一員タル以上ハ此ノ義務ヲ免レント欲スルモ免カルコト能ハサレト手数料ハ或ル事ヲ

請求スル各箇人ニ對シ行政上爲ス所アルニ對スル報酬ノ性質ヲ有スルモノナルヲ以テ箇人カ或ル格段ナル行政上ノ所爲ヲ求メサル以上ハ之ヲ支拂フノ義務ヲ生セサルモノトス
手数料ニハ司法上ノ手数料モアレト條文ニ行政上ノ手数料トアルカ故ニ司法上ノ手数料ヲ包含セサルモノトス又條文ニ報償ニ屬スル行政上ノ手数料トアルカ故ニ報償ニ屬セサル手数料モアルカ如ク解セラルレト手数料ト云ヘハ其ノ性質上或ル便益ヲ與フルカ爲ニ拂込マシムル所ノ金錢ヲ指スモノナルヲ以テ報償ニ屬セサル手数料ノ存在スルコトナキモノトス而モ條文ニ特ニ報償ニ屬スルト明記シタル所以ハ手数料ノ性質ヲ明カニセシカ爲ナルヘシ
收納金トハ手数料中ニ入ラサル行政上ノ處分ヨリ生スル收納金ヲ云フ鐵道郵便電信ノ收納金ノ如キ即チ然リ

四八七 國債ハ國家ノ會計ニ不足ヲ生シタル場合ニ之ヲ起スモノニシテ財政上ノ負擔ニ屬ス此ノ負擔ハ之ヲ行政上ノ負債ト混同スヘカラス行政上ノ負

債トハ諸官府カ其ノ豫算定額内ニ於テスル負債ヲ云フ例ヘハ諸官府カ一個人ニ對シテ政務ヲ處分スルニ當リ必スシモ其ノ都度相互間ノ金錢上ノ義務ヲ辨濟スルモノニアラサレハ或ル時日間ハ負債トナリ國庫其ノ義務ヲ負フモノ尠カラサルナリ之レ負債タルニ相違ナキモ議會ノ協贊ヲ經スシテ之ヲ起シ又之ヲ償却シ得ルモノナリ茲ニ國債即チ財政上ノ負債ト稱スルモノハ然ラス行政官カ既ニ定マリタル政務ヲ執行スルニ付キ生スル負債ニハアラスシテ國庫ノ財産上ニ於テ規定外ノ負債ヲ起スモノヲ云フ故ニ國債ヲ起スニハ凡テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘキモノトス但シ協贊ヲ經ルトハ國債ヲ起スニハ議會ノ同意ヲ要スルトノ意ニシテ法律ヲ以テ國債ヲ起スト云フノ意ニアラス

又國債ノミナラス國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲サシニハ必ス議會ノ協贊ヲ經ヘキモノトス條文ニ豫算ニ定メタルモノヲ除ク外トアルハ豫算ニ定メタルモノハ必ス議會ノ協贊ヲ經ルモノナレハナリ

四九

條約ヲ以テ關稅ヲ變更スルニハ帝國議會ノ協贊ヲ要スルヤ否此ノ

問題ハ殆ント研究ノ價值ナキモノトス何トナレハ本問ハ唯關稅ハ租稅ナルヤ否ヤヲ決スルヲ以テ足ルヘク而シテ關稅ハ租稅ノ一種ナルコト世論ノ既ニ一定スル所ナレハナリ關稅ハ租稅ノ一種ナリ而シテ租稅ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘキコト第二十一條及第六十二條ノ明示スル所ナリ果シテ然ラハ關稅ハ法律ヲ以テ定ムヘク君主單意ノ認斷ヲ以テ之ヲ左右スルコト能ハサルハ實ニ明瞭ナルニアラスヤ

然ルニ第十三條ニ於テ條約締結權ハ君主ニ屬スルコトヲ定メタルカ故ニ條約ヲ以テ關稅ヲ變更スルモ亦君主ノ自由ニシテ敢テ議會ノ協贊ヲ要セスト主張スルモノアリ若シ果シテ然ラシニハ豈唯關稅ノミナランヤ國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスモ日本臣民タルノ要件ヲ定ムルモ臣民ノ居住及移轉ノ自由ヲ制限スルモ所有權ヲ剝奪スルモ條約ヲ以テスル以上ハ皆君主ノ單意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ルモノトナサザルヘカラス從テ第十三條ハ條約ヲ以テスル以上ハ如何ナル事項ヲ定ムルモ君主ノ自由ナル旨ヲ定メタルモノト云ハサル

ヘカラス之レ豈憲法ノ意ナランヤ
 疑ニモ解説シタルカ如ク第十三條ハ條約ヲ締結スルハ君主ノ大權ニ屬スルコ
 トヲ定メタルモノナリ即チ條約ハ何人之ヲ締結スルヤトノ問ニ對シテ國家即
 チ君主カ之ヲ締結スルコトヲ明カニシタルモノナリ如何ナル事項ト雖モ君主
 ノ單意ヲ以テ之ヲ規定スルヲ得ヘキ旨ヲ定メタルモノニアラス
 租稅ハ必ス法律ヲ以テ定ムルコトヲ要ストスルトキハ君主ノ條約締結權ヲ侵
 害スルカ如シト雖モ然ラス何トナレハ議會ノ協贊ヲ經ルモ條約ヲ締結スルハ
 君主ニシテ議會ニアラサレハナリ要スルニ租稅ハ必ス法律ヲ以テ定ムヘキモ
 ノニシテ之ニハ一モ例外ナキモノトス又條約ヲ締結スルハ君主ノ大權ニシテ
 之レ亦一モ例外ナキモノトス而シテ第十三條ノ所謂諸般ノ條約ヲ締結ストハ
 條約ヲ締結スルハ君主ノ大權ニ屬スルコトヲ定メタルモノニシテ如何ナル事
 項ト雖モ君主ノ單意ヲ以テ有効ニ締結スルコトヲ得ル旨ヲ定メタルモノニア
 ラス

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ

舊ニ依リ之ヲ徵收ス

四九

現行ノ租稅トハ此ノ憲法ノ効力ヲ生シタル當時ノ租稅ヲ云フ本條

ヲ補則第七十六條ニ比照スルトキハ舊ニ租稅ノミナラス總テ現行ノ法規ハ此

ノ憲法ニ矛盾セサル限リハ其ノ効力ヲ保有スルモノナリ而モ本條ヲ以テ之ヲ

明カニシタルモノハ事重大ニ亘ルカ故ナリトス

然レトモ右ノ理由ナルトキハ本條ハ補則ノ部ニ定ムルヲ穩當トスヘキカ如シ

コ、ヲ以テ本條ハ此ノ憲法ノ効力ヲ生スヘキ當時ノ租稅ノミヲ云フニアラス

シテ一度ヒ定メタル租稅ハ更ニ之ヲ改メサル限リハ永久ニ徵收スヘキコトヲ

定メタルモノト解スル者アリ余ハ立法者ノ意思ノ何レニアルヤヲ知ラス但シ

此說ニ從フモ實際ニ害ナキモノトス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協

賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

四九〇 本條分テ二項トナス第一項ニ於テハ國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘキコトヲ定メ第二項ニ於テハ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムヘキコトヲ定メタリ以下之ヲ分拆詳論スヘシ

四九一 國家ノ歳出歳入トハ國家財産ノ總計ヲ云フニアラスシテ毎年ノ出ル所ト入ル所トヲ云フモノナリ

條文ニ國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ云々トアリ其ノ所謂毎年トハ何ソヤ總積博士ハ毎年トアルカ故ニ必ス一年ヲ一期トシテ計算ヲ爲スヘキモノニテ之ヲ短縮シ若クハ延長スルトキハ憲法ノ改革問題ト爲ルナリト云フモ余ハ之

ト反對ノ意見ヲ有ス毎年トアルカ故ニ二年乃至三年ニ一回豫算ヲ議會ニ提出スルカ如キハ本條ノ禁スル所ナレトモ毎年議會ニ提出スル以上ハ一年ヲ一期トシテ計算ヲ爲サハルモ爲ニ本條ニ違背スルモノニアラス例ヘハ今年ノ議會ニ四月一日ヨリ明後年一月三十一日マテ十ヶ月間ノ豫算ヲ提出シ明年ノ議會ニ第三年目ノ三月三十一日ニ至ルマテ十四ヶ月間ノ豫算ヲ提出スルコトヲ得ヘシ條文ニ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テトアルモ一年ノ收入支出ハ必ス一回ノ豫算ヲ以テスヘキコトヲ命シタルモノト解スルコト能ハス故ニ毎年議會ニ提出スル以上ハ十ヶ月ノ豫算ヲ提出スルモ十四ヶ月ノ豫算ヲ提出スルモ政府ノ便宜ニシテ決シテ憲法ノ改革問題トナルモノニアラス

四九二 豫算ハ會計ヲ審査スル爲ニ設タル前勘定ニシテ後日ノ決算ニ對スルモノナリ即チ豫算ハ法律及勅令ノ下ニ立チ行政官廳ニ向テ會計ノ出入ニ一ノ標準ヲ與ヘ以テ決算審査ノ基礎トナスモノナリ而シテ議會ヲシテ之ヲ議定セシムルハ政府ノ行政ヲ監督セシムルノ目的ニ出ルモノトス

四九三 豫算ハ法律ナリト説クモノアリ法學博士梅謙次郎氏ノ如キ然リ博
士曰ク

我カ帝國憲法ハ其第一章ヲ以テ 天皇ノ大權ヲ規定セリ而シテ帝國議會ノ
協賛ヲ經ヘキコトヲ言フモノハ唯第五條ノ一條アルノミ曰ク 天皇ハ帝國
議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フト虚心平氣ニ之ヲ讀ムモノハ必ス曰ハン
天皇カ帝國議會ノ協賛ヲ經テ行ヒ給フハ立法權即チ法律ヲ制定スルノ權ノ
ミナラント又第三章ニハ帝國議會ノ權限ヲ規定セリ而シテ建議上奏請願書
ヲ受クルコト及ヒ議院内部ノ規則ヲ定ムルコトノ外唯法律ヲ議決シ又ハ發
議スルノ一事アルノミ虚心平氣ニ之ヲ讀ムモノハ必ス曰ハン帝國議會ハ右
ノ五件ノ外何事ヲモ做シ得サルナラント然リ而シテ第六十二條第三項ニ至
リ國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ
爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシト曰ヒ又第六十四條ニ至リ國家ノ歲出歲入
ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ云々ト曰ヒ終リニ第六十八條ニ

於テ特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛
ヲ求ムルコトヲ得ト云ヘリ虚心平氣ニ之ヲ讀ムモノハ必ス曰ハン是レ即チ
前ノ第五條及ヒ第三十七條ノ適用ニシテ 天皇カ帝國議會ノ協賛ヲ經テ立
法權ヲ行ヒ給フナリ故ニ國債ヲ起スノ命令豫算外國庫ノ負擔トナル契約ヲ
爲スノ命令豫算及ヒ繼續費設定ノ命令ハ法律ナリト然ラスンハ帝國議會ノ
最モ重要ナル權限タル豫算議定權ヲハ其權限ヲ説ク章中ニ掲クルコトヲ忘
却セリト曰フモ誰レカ之レヲ信スルモノアラシヤ蓋シ我カ憲法ノ何處ニモ
未タ法律ノ定義ヲ示セル明文アラス故ニ右ノ諸條ニ考ヘ我カ憲法ノ所謂法
律トハ 天皇カ帝國議會ノ協賛ヲ經テ下シ給ヒタル命令ナリト謂ハサルコ
トヲ得ス而シテ豫算ハ 天皇カ行政官ニ對シテ下シ給ヒタル一ノ命令ナル
コトハ蓋シ疑ヲ容レサル所ナリ

我國ニ於テハ豫算法律ナリトスル學者少クシテ法律ニアラストスル學者多キ
カ如シ余ハ敢テ多數ノ意見ニ從フトニハアラサレトモ豫算ノ法律ニアラサル

コトヲ確信ス其ノ然ル所以ハ以下ニ述フルカ如シ

第一 第五條ニ天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フトアリ又第三十七條ニ凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ストアリ皮想ノ見ヲ以テスレハ議會ノ協賛ヲ經タルモノハ皆法律トナスヘキカ如シト雖モ然ラス君主ハ議會ノ協賛ヲ經ルニアラサレハ立法權ヲ行フコトヲ得ス又議會ノ協賛ヲ經タルモノニアラサレハ法律トナスコト能ハサルハ右兩條ノ示ス所ナレトモ協賛ヲ經テ行フモノハ凡テ法律ナリトノ意義ヲ有スルモノニアラス讀者諸フ虛必平氣ニ凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ストノ條文ヲ再讀セヨ法律ハ議會ノ協賛ヲ要ストアルカ故ニ議會ノ協賛ナキモノハ法律ニアラサルコト明カナラン然レトモ議會ノ協賛ヲ經タルモノハ凡テ法律ナリトハ如何ニシテ之ヲ解スヘキヤ條文凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スト云フモ凡テ議會ノ協賛ヲ經タルモノヲ法律ト云フトイハサルニアラスヤ櫻花ハ必ス春ニ開クモノナリト云ハハ春ニ開カサル櫻花ナキコト明カナルモ春咲ク花ハ皆櫻花ナリト云フ

コトヲ得ヘキカ

前陳ノ如ク議會ノ協賛ヲ經タルモノハ凡テ法律ナリトスルコト能ハサル場合ニ於テ議會ノ協賛ヲ經タルモノハ凡テ法律ナリト云ハソニハ法律ニアラサルモノニ對シテ議會ノ協賛ヲ要スルコトナキヲ確カメ然ル後ニ此ノ論決ヲナサルハカラス議會ノ協賛ハ法律ニ限ルモノニシテ法律以外ノ者ニ對シ協賛スルコトナキトキハ變則ナカラモ議會ノ協賛ヲ經タルモノハ凡テ法律ナリトスルコトヲ得ヘシ故ニ豫算ヲ以テ法律トシ其ノ理由ヲ議會ノ協賛ヲ經ルニ取ラソトニハ先ツ議會ノ協賛ハ法律以外ノモノニ向テ與フルコトナキコトヲ決定シタル上ナラテハ叶ハヌナリ然ラサレハ春咲ク花ハ凡テ櫻花ナリト云フカ如キ妄論ニ陥ランノミ

第二 博士曰ク第三章ニハ帝國議會ノ權限ヲ規定セリ而シテ建議上奏請願書ヲ受クルコト及ヒ議院内部ノ規則ヲ定ムルコトノ外唯法律ヲ議決シ又ハ發議スルノ一事アルノミ虛心平氣ニ之ヲ讀ムモノハ必ス曰ハソ帝國議會ハ右ノ五

件ノ外何事ヲモ做シ得サルナラント余ヲ以テスレハ博士ハ未タ憲法ノ全文ヲ
 通讀セサルカ又ハ憲法第八條及第七十條ヲ忘却シタルモノナリ第八條ニ曰ク
 若シ議會ニ於テ承諾セサルトキハ云々ト又第七十條ニ曰ク帝國議會ニ提出シ
 其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要スト即チ緊急命令ヲ發シタルトキハ第八條ニ依リ
 財政上非常ノ處分ヲナシタルモ第七十條ニ依リ政府ハ帝國議會ニ提出シテ
 其ノ承諾ヲ求ムヘク議會ハ之レカ承諾不承諾ヲ議決スルノ權アリ而モ博士ハ
 帝國議會ハ五件ノ外何事ヲモ做シ得サルモノトナスカ或ハ云ハシ緊急命令及
 財政上非常處分ニ對スル承諾ハ即チ一ノ議決ナルヲ以テ發議決議ノ語中ニ包
 含スヘシト然レトモ緊急命令及財政上非常處分ハ法律ニアラス從テ法律ノ發
 議決議ノ語中ニ包含セサルヲ如何セン又第七十三條ニ依レハ議會ハ勅令ヲ以
 テ下附セラレタル憲法改正案ヲ議スルノ權アリ然レトモ我憲法ハ憲法ヲ法律
 ノ語中ニ包含セシメサルカ故ニ第三十七條及第三十八條ノ所謂法律ノ語中ニ
 憲法ヲ包含セズ若シ博士ノ如ク議會ハ五件ノ外何事ヲモ做スコトヲ得スト云

ハ第七十三條ヲ如何ニスヘキヤ要スルニ議會ハ博士ノ言ノ如ク五件ノ外何
 事ヲモ做スコトヲ得サルモノニアラス五件ノ外尙ホ做スヘキコトアルナリ而
 モ五件ノ外何事ヲモ做スコトヲ得スト云フハ憲法ノ全文ヲ通讀セサルカ又ハ
 忘却シタルヨリ生スル誤見ニアラスシテ何ソヤ

第三 博士曰ク然ラスハ帝國議會ノ最重要ナル權限タル豫算議定權ヲハ
 其權限ヲ説ク章中ニ掲クルコトヲ忘却セリト曰フモ誰レカ之レヲ信スルモノ
 アランヤト博士ノ言ノ如ク何人モ之ヲ忘却セリト信スルモノナカルヘシ何ト
 ナレハ豫算議定權ヲ帝國議會ト題スル第三章中ニ掲ケサルハ別ニ會計ノ一章
 ヲ設ケテ之ヲ規定スルカ故ニ第三章ニ掲クルノ要ナシトシテ之ヲ掲載セ
 サルモノト信スヘケレハナリ若シ第三章中ニ包含セスト論定スルト共ニ之ヲ
 忘却シタルモノト云フコトヲ得ヘクハ前第二ニ解説シタル三个ノ場合モ亦
 立法者之ヲ忘却シタルモノト云ハサルヘカラス果シテ然ラハ第三章ハ忘却ヲ
 以テ充タスモノト評スヘキカ

第四 豫算ハ法律ナリ故ニ第三十八條ノ所謂法律案ノ語中ニ豫算案ヲ包含スルモノトナストキハ議會ニ豫算提出權アリト論決セサルヘカラサルモ憲法ハ議會ニ豫算提出權アルコトヲ認メスソハ多言スルマテモナク本條及第六十五條ニ依テ明カナリ

第五 法律ハ君主ノ單意ヲ以テ發スルコト能ハサル最強ノ効力ヲ有スル國家ノ命令ナリ故ニ法律ハ法律ニ代ルノ勅令ヲ以テスルノ外他ノ命令ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得ス他ノ命令ヲ以テ變更スルコトヲ得ヘキハ法律ニアラサルナリ而シテ豫算ハ法律ニ代ルニアラサル命令ヲ以テ變更セラルヘコトアルハ本條第二項ニ依テ明カナリ故ニ豫算ハ最強ノ効力ヲ有スル國家ノ命令即チ法律ニアラス

上陳ノ外尚ホ二三ノ理由ナキニアラサルモ余ハ以上ヲ以テ豫算ノ法律ニアラサルコトヲ證明スルニ充分ナリト信ス故ニ其ノ他ヲ畧ス

四九四

豫算ハ決算ト異ニシテ未來ノ歲出歲入ノ標準ヲ立ツルモノナルカ

故ニ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ支出スルコトアルヘキハ當然ナリ蓋シ政府ハ豫算ニ不足ヲ生シ又ハ豫算中ニ款項ナキノ故ヲ以テ其ノ必要ナル政務ヲ廢スルコトヲ得サレハナリ
豫算ノ款項ニ超過シタルトキトハ議會ニ於テ議決セル定額ヲ超エテ支出シタルトキヲ云ヒ豫算ノ外ニ生シタル支出トハ豫算ニ設ケタル款項ノ外即チ豫定セサル事項ノ爲ニ支出シタルモノヲ云フ

四九五

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ帝國議會ノ承諾ヲ求ムヘキモノトス蓋シ豫算内ニ於ケル計算ニ付キ行政官ノ負フ所ノ責任ハ唯金錢上ノ計算ニアリテ之レヲ使用スルノ目的ニ及ハサレトモ豫算外ノ支出ニ付キ行政官ニ負ハシムル所ノ責任ハ管ニ計算上ニ止マラスシテ之ヲ使用スル目的ニ及フモノトス而シテ計算上ノ監督ハ會計検査院ノ權限ニ屬シ使用ノ目的ノ監督ハ帝國議會ノ權限ニ屬ス條文ニ帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ストアルハ此ノ權ヲ認メタルモノナリ而シテ議會之ヲ承諾シタルトキ

ハ凡テ豫算表ヲ變更シタルト同一ノ効力ヲ有スヘク若シ承諾セザルトキハ其ノ否決ノ結果ハ將來ニ向テ行政官ノ行爲ヲ檢束スル効力アルノミニテ既ニ惹起シタル所ノ法律上ノ關係ヲ消滅セシムルコトヲ得サルモノトス
條文ニ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出トアリ故ニ豫算ノ款項ニ定メタル金額ノ全部ヲ支出セサル場合ノ如キハ議會ノ承諾ヲ求ムルノ要ナキモノトス何トナレハ政府ハ必ス其ノ定額ヲ支拂ヒ盡スノ義務アルモノニアラサレハナリ

四九六 豫算表ハ之ヲ如何ニ區別シテ編制スヘキヤト云フニ本條ニ依テ推知シ得ヘキハ只歳入ト歳出トニ大別スヘキコト及歳出ノ款項ニ區分スヘキコトノミナリ而シテ款項ノ區分ハ到底形式上ノ區分ニ過キスシテ如何ナル種類ヲ欸トシ將タ項トナスヘキヤニ就テハコノ一定ノ文例ヲ示スコトヲ得ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

四九七 本條ハ豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘキコトヲ定メタルモノナリ法

律案ハ之ヲ衆議院ニ提出スルモ貴族院ニ提出スルモ將タ同時ニ兩院ニ提出スルモ政府ノ便宜ニシテ憲法上何等ノ差支ナシト雖モ豫算ハ必ス前ニ衆議院ニ提出スヘキモノトス前ニトハ貴族院ニ提出セシテ衆議院ニ提出スヘシトノ意ニシテ後ニ貴族院ニ提出スヘシトノ意ニアラス何トナレハ議決ノ上衆議院ヨリ直チニ貴族院ニ送付スルモノナレハナリ法律案ハ政府ノ提出ニカハルモノト雖モ議會ハ全然之ヲ否決スルコトヲ得ヘク從テ否決シタルトキハ他ノ一院ニ送付スルニ及ハスト雖モ豫算ハ絕對的ニ之ヲ廢滅スルコトヲ得ス從テ必ス貴族院ニ送付セサルヘカラサルモノトス

四九八 本條ハ提出ノ前後ヲ示シタルモノニシテ議院ノ權限ニ特別ノ段階ヲ設ケタルモノニアラス豫算ニ對シテ或ル格段ナル權利ヲ衆議院ニノミ與ヘタルモノトスルカ如キハ本條ヲ分拆シテ達シ能ハサル所ナリ尙ホ左ニ本條ノ解釋ニ關スル勅諭ヲ示スヘシ
貴族院ニ下シ玉ヒシ勅諭

其院六月十一日附ノ上奏ノ件ハ憲法上ノ疑義ニ屬スルヲ以テ朕ハ之ヲ樞密顧問ニ諮詢シタリ樞密顧問ハ憲法第五十六條ニ依リ議決シテ上奏スルコト左ノ如シ

憲法上豫算ニ對スル貴族院及衆議院ノ協贊權ハ我帝國憲法第六十五條ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先チテ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ承クルノ外兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキ者ナリ

故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ何等羈束セラルヘコトナク從テ前議ノ議院ニ於テ削除セル款項ヲ存留スルハ素リ後議ノ議院ノ修正權内ニ屬スヘキモノトス但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ惟一ノ手段トスルノミ

朕ハ此ノ樞密院ノ議決ヲ採納シテ其院ノ上奏ニ答ヘ之ヲ領知セシム

明治二十五年六月十三日

御名 御璽

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ

支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セズ

皇室經費ハ現在ノ定額即チ此ノ憲法ノ始メテ効力ヲ有シタル時期ニ於テ定メアル定額ヲ毎年國庫ヨリ支出スルモノニシテ將來増額ヲ要スル場合ノ外帝國議會ノ協贊ヲ要セサルモノトス故ニ其ノ使用ハ一ニ官廷ノ事ニ係リ議會ノ監督スヘキ限リニアラス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

本條ハ憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲクシテ之ヲ廢除シ又ハ削減

スルコトヲ得サル旨ヲ定メタルモノナリ以下之ヲ分拆詳論スヘシ

三〇 憲法上ノ大權トハ何ソヤ今憲法ヲ通讀スルニ大權ノ語ヲ用ヰタルハ本條ト第十七條及第三十一條トノ三个條ナリ第十七條ニ曰ク攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フト抑モ攝政ハ君主政務ヲ親ラスルコト能ハサルノ事情アル場合ニ於テ君主ニ代ハリテ政務ヲ行フモノニシテ第七十五條ノ規定アルカ爲憲法及皇室典範ノ改正ヲ命スルコト能ハサルノ外君主ノ爲スコトヲ得ヘキコトニシテ攝政ノ爲スコトヲ得サルノコトナシ故ニ第十七條ノ所謂大權ハ憲法第一章ニ掲ケタル君主ノ權利ノ凡テヲ包含スルモノナリ又第三十一條ニ曰ク本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシト此ノ條ノ所謂大權モ第十七條ノ大權ト同シク天皇ノ有スル凡テノ權利ヲ總稱シタルモノナリ第十七條ニハ單ニ大權トアリ第三十一條ニハ天皇大權トアリ本條ニハ憲法上ノ大權トアリ三者各其ノ意義ヲ異ニスヘキヤ第十七條ニ單ニ大權トアルハ大

權ノ語ノ上ニ天皇ノ名ニ於テトアルカ故ニ天皇ノ名ニ於テ天皇ノ大權ト明言スルヲ要セサルニヨルモノナレハ第十七條ノ大權ト第三十一條ノ天皇大權ノ語ト本條語トハ意義ヲ異ニスルモノニアラス然ラハ第三十一條ノ天皇大權ト云ヒ一ハ憲法上ノ憲法上ノ大權ノ語トハ其ノ意義ヲ異ニスヘキヤ一ハ天皇ト云ヒ一ハ憲法上ト云フ其ノ間異ナル所アルカ如シト雖モ然ラス天皇ノ大權ト云フモ天皇ノ有スル權利ハ憲法ニ明定シタルモノ、外國法上之ヲ認ムルコト能ハサルヲ以テ憲法上ノ大權ト云フト同一ナリ又憲法上ノ大權トハ憲法ニ於テ定メタル君主ノ權利ヲ云フモノナレハ天皇ノ大權ト云フト異ナル所ナシ故ニ大權ト云フモ天皇ノ大權ト云フモ將タ憲法上ノ大權ト云フモ其ノ間何等ノ區別ナキモノトス

前陳ノ如ク本條ノ大權ハ第十七條及第三十一條ノ大權ト同一ニシテ別箇ノ意義ヲ有スルモノニアラス然レトモ本條ニ特ニ法律ノ結果ニ由ル歲出云々トアルカ故ニ大權ノ意義中ヨリ立法權ヲ除カサルヘカラスコトヲ以テ強テ右二个

條ノ大權ト本條ノ大權トヲ別箇ノ意義ニ解セント欲セハ右二個條ニハ立法權ヲ包含スルモ本條ノ大權中ニハ立法權ヲ包含セスト云フヘキノミ若シ夫レ前二條ノ大權ノ語中ニハ行政命令權ヲ含ムモ本條ノ大權中ニハ之ヲ含マスト云フ者アラハ甚シキ妄論ナリ官制ヲ制定スルモ君主ノ權ナリ文武官ヲ任免スルモ君主ノ權ナリ行政命令ヲ發スルモ君主ノ權ナリ君主ノ有スル權利ヲ大權ト云フコトヲ得ヘクンハ豈其ノ一ハ大權ニシテ其ノ一ハ大權ニアラスト云フコトヲ得ンヤ行政命令ヲ發スルノ權ハ第十七條ノ大權ノ語中ニ包含スルコトハ何人モ異論ナキ所ナルヘシ何トナレハ攝政ハ君主ニ代リテ政務ヲ行フモノナレハ第九條ニ定メタル命令ヲ發スルヲ得ルコト當然ナレハナリ而モ第十七條ノ大權ノ語中ニハ行政命令權ヲ包含スルモ本條ノ大權ノ語中ニハ之ヲ包含セスト云ハンニハ特別ノ理由ナカルヘカラス而シテ前後ノ法文ニ照シテ本條ノ大權中ヨリ行政命令權ヲ除去セサルヘカラスル理由アルヤト云フニ余ハ一モ之ヲ發見スルコト能ハス要スルニ憲法上ノ大權トハ第六條以下第十六條マテ

ニ記載シタル天皇ノ權利ヲ總稱スルモノトス但シ右各條中歳出ニ關係ナキモノハ本條ニモ亦關係ヲ有セサルコト當然ナリ

然レトモコノニ注意スヘキハ緊急命令ハ本條ニ關係ナキカ如クシテ其ノ實然ラサルコトナリ一見スレハ緊急命令ハ緊急ノ必要ニ由リテ發スルモノナルカ故ニ之ヲ發スルニ就テ必要ナル費用ヲ豫算中ニ編入シテ來年度會計ノ見積ヲナスカ如キコトナキヲ以テ全ク關係ヲ有セサルカ如シ然レトモ議會ノ承諾ヲ得タル緊急命令ハ將來ニ効力ヲ有シ且ツ承諾ヲ得タルノ故ヲ以テ法律トナルモノニアラサルカ故ニ之ヲ執行スルニ必要ナル費用ハ矢張り豫算中ニ編入セサルヘカラス故ニ緊急命令權ハ本條大權ノ語中ニ包含セシムルノ要ナシトスルハ皮想ノ見ナリトス

NOTE 既定ノ歳出トハ豫算案ヲ議スル時既ニ定マリ居ル所ノ歳出ヲ云フ此ノ点ニ就テハ寸毫ノ疑ナキモ如何ナルモノヲ以テ既ニ定マリタルモノトスルヤニ至テハ世間種々ノ議論アリ前年度ノ豫算ニ由リテ定リタルモノハ即チ

本條ノ所謂既定ノ歳出ナリト説クモノアリ然レトモ余ハ此ノ説ニ從フコト能ハス何トナレハ前年度ノ豫算ニ由リテ定リタルモノハ前年度ニ於テハ既定ノモノナレトモ今年ハ未タ定マラサレハナリ豫算ハ毎年議會ニ提出スヘキモノニシテ其ノ効力ハ一年限リノモノナリ若シ永久ニ効力アリト云ハハ毎年之ヲ議スルノ要ナシ前年度ハ前年度ノ豫算ニ由ルヘシ今年度ハ今年度ノ豫算ニ由ルヘシ前年度ノ豫算ヲ以テ今年度ヲ支配スルコト能ハス第七十一條ニ於テ豫算成立セサルトキハ前年度ノ豫算ニ從フヘキコトヲ命シタルモ此ノ場合ニ於テ前年度ノ豫算ニ從フハ第七十一條ノ規定アルカ故ナリ此ノ規定ナキトキハ假令豫算不成立ノ場合ト雖モ前年度ノ豫算ヲ適用スルコト能ハス豫算ノ性質斯ノ如クナルヲ以テ前年度ノ豫算ニ於テ定マリタルモノヲ今年度ノ豫算ニ於テ既定ノモノトナスコトヲ得匹若シ一步ヲ讓リテ前年度ノ豫算ヲ以テ定メタル者ハ本條ノ所謂既定ノ歳出ナリトセンカ既定ノ歳出トハ豫算案ヲ議スルノ當時現ニ定マリツアルモノヲ指スニアラスシテ嘗テ定マリタルコトアリシ

歳出ナリト解セサルヘカラス之レ豈憲法ノ意ナランヤ本條ハ明カニ憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出ト云フニアラスヤ憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出ノ語ヲ前年度ノ豫算ヲ以テ定メタル歳出ト讀ムコトヲ得ヘキヤ前年度ノ豫算ノ効力ハ決シテ今年度ニ及ホスモノニアラサルナリ

然ラハ既定ノ歳出トハ何ソヤ余ハ之ヲ二个ノ場合ニ區別スヘシ(一)ハ大權ヲ以テ其ノ金額ヲ定メタルモノニシテ(二)ハ大權ニ基ツキ政府之ヲ定メタルモノトス此二者ニシテ豫算提出前ニ確定セラレタルトキハ即チ本條ノ既定ノ歳出ナリ尚ホ云ハハ既定ノ歳出トハ前年度ノ豫算ニ於テ定メタルト否トヲ問ハス豫算提出前君主ノ大權ヲ以テ即チ勅令ヲ以テ其ノ金額ヲ定メタルモノ及勅令ニヨレハ或ル金額ヲ要スルコト明カナレトモ勅令ニ於テ其ノ金額ヲ定メサルニヨリ其ノ勅令ニ基キ政府之ヲ定メタル金額ヲ云フ

NOTE 法律ノ結果ニ由ル歳出トハ法律ヲ施行スルニ就テ必要ナル歳出即チ法律ノ明文ヲ以テ定メタルモノ又ハ法律適用ヨリ生スルモノヲ謂フ議院ノ

費用議員ノ歳費法律ヲ以テシタル官制ノ費用ノ如キ然リ

法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出トハ政府カ法律上當然負擔セサルヘカレサル義務ヲ有スル歳出ヲ謂フモノニシテ國債ノ利子及償還民法ニ依リテ政府ノ負フ義務又ハ諸般ノ賠償ノ如キ然リ

三〇四 政府トハ何ソヤ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルモノト解スルト否トニ依テ本條ノ解釋ニ千里ノ差ヲ生スルヤ否ヤハ暫ク措キ世論ハ殆ント政府ノ語中ニ君主ヲ包含セスト一定シタルカ如シ然レトモ余カ見ハ之ト反ス先ツ憲法ニ於テ如何ナル所ニ政府ナル文字ヲ使用シタルヤヲ見ンニ政府ノ語アル箇條本條ヲ除キテ十箇アリ左ノ如シ

第八條第二項 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出ス

ルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議ス

ルコトヲ得

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依

リ秘密會ト爲スコトヲ得

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時ダリトモ各議院ニ出席シ及發言ス

ルコトヲ得

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議

會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第七十條第一項 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十一條帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ

政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條第一項 國庫ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七十六條第二項 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

右ノ箇條ニ就テ之ヲ見ルニ政府ナル語ハ單ニ國務大臣又ハ大臣ノ一体ヲ指稱スルモノニアラス若シ國務大臣又ハ其ノ一体ヲ指稱スルモノトスルトキハ國務大臣ハ君主ト分離シ獨立シテ政務ヲ取扱フモノトナサザルヘカラスシテ第五十五條ニ違背スルノ結果ヲ生スルノミナラス憲法中彼此抵觸スル箇條多クアルニ至ルヘシ先ツ第八條第二項ヲ見ンニ此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシトアリ條文政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルモノト解スルトキハ此ノ規定ハ何等ノ差支ナキモ政府ノ語中ニ君主ヲ包含セストナスト

キハ之下同時ニ第八條ノ規定ハ第六條ト抵觸スルモノト論決セザルヘカラス何トナレハ公布ヲ命スルハ君主ノ大權ナルコト第六條ノ規定スル所ナルニモ拘ラス第八條ニ於テ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシト云フカ故ナリ又政府ニ法律案提出權アルコトハ第三十八條ニ明ナレトモ政府ノ語中ニ君主ヲ包含セザルモノトスルトキハ君主ニ法律案提出權ナキモノト解セザルヘカラス從テ政府ヨリ議會ニ提出スル法律案ノ前文ニ何々法案右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出スト記載スルハ何ノ故ナルヤヲ解スルコト能ハサルニ至ルナリ又第七十條ニ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハトアリ政府ノ語ヲシテ單ニ國務大臣ヲ指稱スルモノトスルトキハ該條ノ如キハ議會ヲ召集スルノ權君主ニ屬スルコトヲ定メタル第七條ノ明文ト相容レサルニ至ルヘシ又本條ニ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ云々トアリ第七十六條ニモ歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約云々トアリ若シ政府ノ語中ニ君主ヲ包含セザルモノトスルトキハ政府ハ君主ト離レ獨立シテ負債ヲ起スコ

トヲ得ルモノト解セサルヘカラス從テ彼ノ國債ノ利子ヲ支拂フカ如キ又之ヲ
 辨償スルカ如キハ國家ノ責務ニアラスシテ國務各大臣又ハ其ノ一体ノ義務ナ
 リト云ハサルヘカラス
 余ハ以上ノ理由ハ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルモノナルコトヲ證明スルニ充
 分ノ價值アルコトヲ信ス何トナレハ前陳ノ結果ハ一モ之ヲ是認スルコト能ハ
 サルモノナレハナリ然レトモ世間或ハ第四十條ニ兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ
 事件ニ付キ各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得云々トアリ第四十九條ニ兩
 議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得トアルノ故ヲ以テ政府ノ語中ニ君主ヲ包含
 セスト主張スル者アルカ故ニ此ノ点ニ就テ令一段ノ説明ヲ與ヘサルヘカラス
 論者ハ第四十條ノ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルトキハ第四十九條ハ無用ノ規
 定ナリト云フモコハ大ナル誤謬ナリ勅語ニ奉答シ或ハ慶賀吊傷ノ表辭ヲ上ル
 ニハ君主ヲ包含スル國務大臣ノ一体ニナスヘキモノニアラスシテ君主ノミニ
 ナスヘキモノナルコトヲ知ラハ其ノ然ル所以ハ明カナラシク然レトモ余カク云

ハ論者ハ政府ニ建議スルコトヲ得ル事項ハ天皇ニ上奏スルコト能ハサルカ
 又天皇ニ上奏スルコトヲ得ル事項ハ必スシモ政府ニ建議スルコト能ハサルカ
 ト詰問スハル必然ナリ但シコハ第四十條ノ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スル
 モノトナストキハ第四十九條ハ無用ナリトノ論鋒ヲ破碎スルヲ以テ充分ナル
 モ尚ホ少シク之ヲ説明セシニ政府ニ建議スルコトヲ得ル事項ハ凡テ天皇ニ上
 奏スルコトヲ得ヘク天皇ニ上奏スルコトヲ得ル事項ハ或ル二三ノ場合ヲ除ク
 ノ外ハ之ヲ政府ニ建議スルコトヲ得ヘシ而モ兩條共ニ必要ニシテ其ノ一ヲ無
 用視スルコト能ハス何トナレハ憲法ニ於テハ明示セサルモ法理ノ上ニ於テ將
 タ天皇ニ敬禮ヲ表スルノ上ニ於テ或ル僅少ノ場合ヲ除クノ外必ス先ツ政府ニ
 建議シ政府ノ採納ヲ得サルトキ始メテ國務各大臣ハ輔弼ノ職ヲ盡サザルモノ
 トシテ天皇ニ上奏スヘキモノナレハナリ但シ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルト
 キハ政府ノ採納セサルモノハ即チ君主ノ採納セサル所ナルカ故ニ同一ノ事項
 ヲ天皇ニ上奏スルハ無用ナリト云フハ皮想ノ見ナリ何トナレハ時ニ或ハ無効

ナルコトアラフモ建議ノ事項カ國務大臣ノ職權内ニアルカ爲ニ國務大臣ノ意思ノミヲ以テ之ヲ採納セサル場合又ハ國務大臣ノ職權外即チ君主ノ大權ニ屬スル事項ナルモ斯ノ如キ事項ハ君主ノ採納ヲ求ムヘキモノニアラストシ國務大臣ノ意思ヲ以テ之ヲ君主ニ奏上セサル場合アルヘキカ故ナリ要スルニ第四十條ハ君主ヲモ包含スル國務大臣ノ一体ニ建議スル場合ナルカ故ニ之ヲ政府ト云ヒ第四十九條ハ君主ニノミ上奏スル場合ナルカ故ニ天皇ト明記シタルモノニシテ此ノ兩條アルカ故ニ政府ノ語中ニ君主ヲ包含セストスルハ全ク理ナキノ言ナリトス

余ハ尙ホ進シテ政府及天皇ナル語ノ如何ナル場合ニ使用セラルヘキヲ知ラシカ爲ニ憲法第一章ノ外ニ於テ天皇ト特書シタル箇條ヲ審案スヘシ第一章ノ外ニ於テ天皇ト特書シタル箇條五アリ左ノ如シ

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十五條第一項 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重

要ノ國務ヲ審議ス

第五十七條第一項 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

以上ニ依テ之ヲ見ルニ我憲法ハ天皇及政府ナル語ヲ使用スルニ付キ精密ニ注意シタルコト明カナリ即チ第一章ノ外第三十一條以下ニ於テ天皇ト云ヒ政府ト云ハサルモノハ事天皇ノミニ係リ國務大臣ヲ代表セシムルコト能ハサルカ故ニノ第八條以下ニ於テ政府ト云ヒ天皇ト云ハサルモノハ事何レモ憲法上責任ヲ生スヘキ行政部ノ行爲ニ其ノ行爲ノ當局タル位置ヲ表明スルヲ以テ充分ナルカ故ナリ依テコノニ政府ノ定義ヲ與フルコト左ノ如シ

政府ナル語ハ君主ヲ包含シ又ハ少クトモ君主ノ代表者タル資格ヲ以テ國務大臣ノ一体ヲ指稱スルモノナリ

二〇五 政府ノ同意トハ政府カ議會ノナサントスル所ニ向テ承諾ヲ與フル
 ナ云フナリ憲法ニ於テハ同意ノ文字ヲモ用ヒ又承諾ノ文字ヲモ使用シタリ而
 シテ同意ノ語ハ將ニ爲サントスル所ニ對シ異議ナキコトヲ表スルニ用ヒ承諾
 ノ語ハ既ニ或ル事ヲ爲シ終リタルモノニ對シテ異議ナキコトヲ表スルニ用ユ
 ルモノトス

二〇六 本條ニ規定シタル三箇ノ歳出ハ政府ノ同意ナクシテ議會之ヲ廢
 除削減スルコトヲ得ス其ノ政府ノ同意ナクシテ廢除削減スルコトヲ禁スル所
 以ハ同意ヲ得スシテ之ヲナストキハ爲ニ君主ノ大權ヲ侵害シ國家ノ存立ヲ廢
 滅スルニ至レハナリ

二〇七 本條ニ記載シタル三箇ノ歳出ハ政府ノ同意ナクシテ廢除削減スル
 コトヲ得サルニヨリ之ヲ廢除削減セントスルトキハ政府ニ同意ヲ求メサルヘ
 カラス而シテ其ノ同意ヲ求ムルハ何レノ時機ニ於テスヘキヤ之ヲ議決シテ然
 ル後ニ同意ヲ求ムキヘカ將々議決セサル前ニ之ヲ求ムヘキカ

此ノ議決ハ之ヲ二个ニ區分スルコトヲ得ヘシ一ハ政府ニ同意ヲ求ムルノ議決
 ニシテ二ハ廢除削減ノ議決ナリ而シテ余ノ見ヲ以テスレハ政府ニ同意ヲ求ム
 ルハ同意ヲ求ムルノ議決後廢除削減ノ議決前ニ於テスヘキモノトス若シ同意
 ヲ得サル前ニ廢除又ハ削減スヘシト議決シタルトキハ仮令後ニ同意ヲ求メン
 トノ意思ニ出テタルト雖モ其ノ議決ハ憲法上何等ノ効力ヲ有セサルモノト
 ス何トナレハ同意ナクシテ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ストノ明文ニ違背ス
 ルモノナレハナリ

二〇八 廢除トハ豫算表ニ記載シタル或ル項目及金額ヲ除キ去リテ全ク空
 無ニ屬セシムルヲ云ヒ削減トハ其ノ項目ヲ除キ去ラスシテ只其ノ金額ヲ減少
 スルヲ云フ

二〇九 本條三个ノ歳出ハ政府ノ同意ナクシテ議會之ヲ廢除シ又ハ削減ス
 ルコトヲ得サルモ同意アルトキハ之ヲナスコトヲ得ヘキヤ議會ハ何等ノ制限
 ナクシテ同意ヲ求ムルコトヲ得ヘキヤ政府ハ何等ノ制限ナクシテ同意ヲ與フ

サル無用ノ文字ヲ使用スルノ愚ヲナサンヤ
 然ルニ政府ノ同意アルトキハ之ヲ廢除削減スルコトヲ得ルモ之ニハ一ノ制
 限ヲ設ケサルヘカラスト説ク者アリ曰ク之ヲ廢除削減スルトキハ法律又ハ
 勅令ニ牴觸スルモノアリ例ヘハ勅令ヲ以テ定メタル金額ノ如キ其ノ金額ヲ
 廢除削減スルトキハ從テ勅令ヲ變更セサルヘカラサルニ至ラソ然レトモ豫
 算ハ決シテ勅令ヲ變更スルノ効力ヲ有セサルモノナリ故ニ法令ニ牴觸スル
 モノハ政府同意ヲ與フルコト能ハス議會之ヲ廢除削減スルコトヲ得ス下然
 レトモ余ハ此ノ説ニ從フコト能ハス豫算ハ法律ニアラサルカ故ニ豫算ヲ以
 テ法律ヲ變更スルノ力ナク又之ヲ法律トナスモ勅令ヲ變更スルノ力ナシ故
 ニ余ハ豫算法律ナルヲ以テ法律ヲ變更スルノ力アリト云ハントスルニハア
 ラス豫算ハ法律勅令ノ下ニ在ルモノニシテ其ノ上ニ位スルモノニアラス故
 ニ豫算ヲ以テ法律勅令ヲ變更スルコト能ハサルハ當然ナリ余ハ法令ニ基ツ
 キタル歳出ヲ廢除削減スルコトヲ得ヘシト云フモ豫算ヲ以テ法令自身ヲ改

廢スルコトヲ得ヘシトハ云ハサルナリ豫算ヲ以テ法令ヲ改廢スルト云フコ
 ト豫算ヲ以テ法令ニ基キタル歳出ヲ廢除削減スルト云フコトハ同一ニ
 アラス法令ヲ改廢スルトハ法律又ハ勅令ヲ全ク廢止シ若クハ改正スルヲ云
 ヘトモ歳出ヲ廢除削減スルトハ法令ヲ執行スルニ必要ナル金額ヲ全ク支出
 セサルカ又ハ之ヲ減少スルヲ云フナリ故ニ歳出ヲ廢除削減スルモ法令ハ依
 然トシテ法令タルヘキナリ上陳ノ如ク余ハ豫算ヲ以テ法令ニ基ク歳出ヲ廢
 除削減スルコトヲ得ヘシトスルモ豫算ヲ以テ法令ヲ改廢スルコトヲ得サル
 モノトセリ故ニ歳出ヲ廢除削減スルハ即チ豫算ヲ以テ法令ヲ改廢セントス
 ルモノナリトノ駁論ハ余ノ關スル所ニアラサルナリ
 何故ニ政府ハ勅令ヲ變更スルニ非サレハ執行スルコト能ハサル豫算案ニ對シ
 同意スルコトヲ得ルヤ曰ク勅令ハ君主ノ定ムル所ナルヲ以テ又君主之ヲ改廢
 スルコトヲ得ヘケレハナリ今議會ニ於テ勅令ヲ變更セラレタシトノ意思ヲ以
 テ勅令ニ基ケル既定ノ歳出ヲ廢除削減セシコトヲ求メ政府モ亦勅令ヲ變更ノ

勅令ニ基ツク既定ノ歳出ヲ廢除削減スルノ可ナルヲ認メタルハ政府ニ之ニ同意ヲ與フルヲ得ヘシ何トナレハ勅令ヲ變更スルノ權ハ君主ノ有スル所ニシテ政府ノ同意ハ即チ君主ノ同意ナレハナリ法律ニ付テモ亦之レト同一理ナリ法律ハ君主ト議會トノ同意ヲ以テ之ヲ改廢スルコトヲ得ヘシ故ニ君主議會共同シテ其ノ法律ヲ後日ニ改廢スルノ意ヲ以テ之ヲ執行スルニ必要ナル歳出ヲ廢除削減スルモ何ノ不可ナル所ナシ抑豫算ハ來年度會計ノ見積リナリ故ニ來年度ニ必要ナラスト認ムルモノハ之ヲ豫算中ヨリ除去スヘキハ當然ナリ而シテ今日現存ノ法令ヲシテ來年ニ至ルモ効力アラシメハ之ヨリ生スル費用ヲ豫算中ニ規定セサルコトヲ得スト雖モ法令ヲ廢止スルノ權力ヲ有スル人ニシテ今年度中ニ之ヲ改廢スルノ見込ナルトキハ何ヲ苦ンテ來年度ノ會計見積書中ニ其ノ費用ヲ保存スルノ要アラシヤ上陳ノ如ク必要ナル歳出ヲ廢除スルモ敢テ豫算ヲ以テ法令ヲ改廢スルモノニアラス又之ヲシテ執行スルコト能ハサラシムルモノニアラス何トナレハ改廢スヘシトノ見

込ニ違ヒテ之ヲ改廢スルノ運ヒニ至ラサルトキハ豫算ハ法令ノ上ニ効力ヲ有スルモノニアラサレハ豫算中其ノ歳出ノ有無ニ關セス政府ハ之ヲ支出スヘキモノナレハナリ

然レトモ右ノ議論ハ下ノ一語ノ反問ヲ以テ之ヲ排斥スルコトヲ得ヘシ曰ク違憲ノ法令ヲ定ムルハ違憲ニアラスシテ違憲ノ法令ヲ施行スルノ行爲ヲ以テ獨リ違憲ナリトスヘキカ違法ノ豫算ヲ定ムルハ違法ニアラスシテ違法ノ豫算ヲ施行スルノ行爲ヲ以テ獨リ違法ナリトナスヘキカト

條文政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ストアルヲ解シテ同意アルトキハ何等ノ制限ナク凡テ之ヲ廢除削減スルコトヲ得ヘシト云フハ謬論ナリ何トナレハ條文同意ナクシテ云々トイフモ同意アルトキハ帝國議會之ヲ廢除又ハ削減スルコトヲ得ヘシト云ハサレハナリ而モ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ストノ條文ヲ解シテ同意アルトキハ凡テ之ヲ廢除削減スルコトヲ得ヘシト云ハソニハ何等ノ制限ナ

ク之ヲ廢除削減スルモ不法ノ結果ヲ生スルコトナキコトヲ確メタル上ナラテハ叶ハヌナリ

又政府ノ同意アルモ廢除削減スルヲ得サルノ法理ナラハ條文政府ノ同意ナクシテノ語ハ無用ナリト云フハ謬見ナリ何トナレハ政府ノ同意アルモ廢除削減スルコト能ハサルハ法令ニ牴觸スルモノ即チ法令ヲ變更スルニアラサレハ執行スルコト能ハサル豫算ニ限ルモノニシテ其ノ他ハ政府ノ同意ヲ得テ之ヲ廢除削減スルコトヲ得ルモノナレハナリ

又法令ヲ變更スルニアラサレハ執行スルコト能ハサル豫算ヲ定ムルモ之ヲ以テ法令ヲ變更スルニアラス又執行スルコト能ハサラシムルモノニアラサルカ故ニ政府ハ之ニ同意ヲ與フルコトヲ得ヘシト云フハ法律ヲ變更スルノ命令ヲ發スルモ命令ハ法律ヲ變更スルノ力ナク又其ノ執行力ヲ奪フノ効力ナキカ故ニ其ノ命令ハ違法ニアラスト云フト異ナル所ナキ謬論ナリ又法令ニ牴觸スル豫算ヲ定ムルモ之ヲ執行スルマテニ其ノ法令ヲ改廢スヘキカ故ニ違法ニアラ

スト云フハ違法ノ命令ヲ發スルモ其ノ命令ノ實施期限マテニ法律ヲ改廢スヘキカ故ニ違法ニアラスト云フト異ナル所ナキ謬論ナリ蓋シ命令又ハ豫算ノ違法ナルヤ否ヤハ發布又ハ確定ノ當時ニ於テ定マルモノニシテ執行後ニ定マルモノニアラサルナリ若シ夫レ豫定ノ如ク命令又ハ豫算ノ實施前ニ之ニ牴觸スル法令ノ改正アリタリトセンカ幸ヒニシテ違法ノ結果ヲ生セサルノミ而モ違法ノ命令又ハ豫算ヲ變シテ適法ノモノトナスコト能ハス何トナレハ成立ノ當時既ニ違法ナルカ故ナリ

又勅令ハ君主ノ單意ヲ以テ法律ハ議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ改廢スルコトヲ得ルカ故ニ勅令ニ牴觸スルノ豫算ハ君主カ後日之ヲ改廢スヘキノ見込ヲ以テ法律ニ牴觸スルノ豫算ハ君主議會共同シテ其ノ法律ヲ後日ニ改廢スルノ見込ヲ以テ之ヲ確定スルコトヲ得ヘシト云フモ謬論ナリ何トナレハ法令ハ法令ヲ以テスルニアラサレハ改廢スルコト能ハサルモノニシテ而シテ豫算ハ法令ノ上ニ効力ヲ有スルモノニアラサルカ故ニ縱令後日其ノ法令ヲ改廢スルノ見込アル

トキト雖モ適法ノ手續ヲ經テ之ヲ改廢セサル以上ハ有効ナルヘク從テ之ニ牴觸スル豫算ハ違法ノ豫算ナレハナリ

以上ノ説明ニヨリテ法令ヲ變更スルニアラサレハ執行スルコト能ハサル豫算ハ違法無効ノ豫算ニシテ議會之カ同意ヲ求ムルコト能ハス政府之ニ同意ヲ與フルノ職權ナシトノ議論ニ對スル駁論ノ不當ナルコト明カナルヘシ政府ノ語中ニ君主ヲ包含スルモノトシテ立論スルモ其ノ不當ナルコト斯ノ如シ況ンヤ其ノ他ニ於テヤ

要スルニ本條ニ定メタル歳出ヲ廢除削減スルモ法令ニ違背セサルモノ即チ法令ヲ改廢セスシテ執行スルコトヲ得ルモノナルトキハ議會ハ之カ同意ヲ求ムルコトヲ得ヘク政府ハ之ニ同意ヲ與フルコトヲ得ルモ之ト反對ノ場合ニ於テハ同意ヲ求ムルノ權ナク又同意ヲ與フルノ權ナキモノトス換言スレハ支出ノ必要及其ノ金額共ニ法律勅令ニ依テ定マレルモノニ對シテハ議會ハ之ヲ廢除削減スルノ同意ヲ政府ニ求ムルコト能ハス政府亦之ニ同意ヲ與フルコトヲ得

サルモ支出ノ必要ハ法律勅令ニ依テ定マレルモ其ノ明年ニ要スル金額ハ之ヲ増減スルモ直接ニ法令ノ規定ニ牴觸セサルモノニ對シテハ議會ハ其ノ法令ノ實行ヲ停止スルニ至ラサル限りニ於テ減額スヘキヲ政府ニ求ムルコトヲ得ヘク政府ハ之レニ同意スルコトヲ得ヘシ又法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ト雖モ必スシモ明年ニ支出スルコトヲ要セサルモノ例ヘハ期限ヲ定メサル國債ノ償還ノ如キハ政府ノ同意ヲ得テ明年ノ豫算中ヨリ除去スルコトヲ得ルモノトス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費

トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

三三〇 豫算ハ毎年議會ノ議ニ附スルモノニシテ其ノ効力ハ一年度ヲ以テ限リトス年度終レハ新ニ豫算ノ確定ヲ要ス然レトモ歳出ノ金額一年限リヲ以テ豫算シ能ハサルモノアリ陸海軍ノ費用ノ如キ數年ニ亘ルヘキ大工事ノ費用

ノ如キ然リ此ノ場合ニ於テハ豫算中年限ヲ定メ繼續費トシテ議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

二四四

豫算ハ來年度會計ノ見積ニシテ必スシモ確定シタルモノニアラサルカ故ニ豫算外ニ支出スヘキ必要ヲ生スルコトアルヘキハ當然ナリ之レ豫備費ノ設ケアル所以ナリ而シテ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヨリ支出シタルトキハ豫算外ノ處分ト見做シ第六十四條ノ例ニ從ヒ議會ノ承諾ヲ求ムヘキモノトス

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

二四三

本條ハ緊急命令ノ一種ニシテ第八條ニ規定シタル勅令ト殆ソト其ノ法理ヲ同フス其ノ特ニ本條ヲ設ケタルハ豫算ヲ法律ト認メサルカ故ナリ而シテ第八條ト重モナル異点ハ第四十三條ニヨリ帝國議會ヲ召集スル暇ナキ時ニ於テノミ本條ノ處分ヲ爲シ得ルト本條ノ勅令ハ法律ニ代ルモノニアラサルト提出ノ目的ハ承諾ヲ求ムルニアルトノ三ナリ
帝國議會ニ提出シテ承諾ヲ求ムルノ結果ハ第八條ノ緊急命令ニ同シ即チ不承諾ノ結果ハ既往ニ遡ラサルナリ又將來ニ向テ効力ヲ失スルコトヲ公布スルヲ必要トセサルハ之レ豫算内ノ行政處分ニ過キサレハナリ

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第六十三條 議會成立セサルカ爲ニ豫算ヲ提出スルコト能ハサルトキ議會之ヲ議決セスシテ閉會シタルトキ兩院意見ヲ異ニシテ協議其ノ効ヲ奏セサルトキ政府ノ同意ナクシテ第六十七條ニ規定シタル歳出ヲ廢除削減シタルトキ又ハ第六十九條ノ規定ニ違背シテ豫備費ヲ廢除シタルトキノ如キハ即チ豫算成立セサルモノトス而シテ此ノ場合ニ於テハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘキモノナルコト本條ノ定ムル所ナリ

第六十四條 前年度ノ豫算ヲ施行ストハ前年度ノ豫算ヲ今年度ノ豫算トシテ施行スルトノ意ナリ前年度ノ豫算ヲ前年度ノ豫算トシテ施行スルニハアラス何トナレハ豫算ノ効力ハ一年限りノモノニシテ會計ノ標準トスヘキハ即チ本年度ノ豫算ニ外ナラサレハナリ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 豫算ハ會計ノ始ニシテ決算ハ會計ノ終リナリ議會ハ一方ニ於テハ期前ノ監督ヲナシ一方ニ於テハ期後ノ監督ヲナスモノナリ期前ノ監督ハ即チ豫算ノ議定ニシテ期後ノ監督ハ決算ノ審査ナリ此ノ期後ノ監督ヲ取ル爲ニ政府ハ會計検査院ノ検査ヲ經タル決算ヲ該院ノ報告ト共ニ議會ニ提出スヘキモノトス

然レトモ議會カ決算ニ對スル議決權ハ豫算ニ對スル議決權ト異ナリ議會ハ検査院ノ検査ヲ各項目ニ就テ再ヒ調ヘ改ムルコト能ハス只會計ノ一般ニ付テ其ノ検査表ノ全体ヲ可否シ得ルノミナリ而シテ検査其ノ當ヲ得サルモノアルヲ發見シタルトキハ其ノ説明ヲ求ムルコトヲ得ルモ之ヲ破棄スルノ權力ナキモノトス

會計検査院ハ政府ノ會計ヲ監査スル爲ニ獨立ノ資格ヲ有セサルヘカラス故ニ其ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ定ムヘキモノトス

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキ

ハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ総員三分ノ二以上出席スル
ニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ
多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

二四六 本條ハ憲法改正ノ手續ヲ定メタルモノナリ即チ憲法ヲ改正センニ
ハ左ノ要件ヲ具備セサルヘカラス

- 一、君主カ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要ヲ認メタルコト
- 二、勅命ヲ以テ其ノ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スルコト
- 三、兩議院各其ノ総員三分ノ二以上出席シテ議事ヲ開クコト
- 四、出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得テ議決スルコト

故ニ議會ニ於テ憲法改正ノ必要ヲ認ムルモ之ヲ上奏スルノ外自ラ改正案ヲ提
出シテ之ヲ議決スルコトヲ得ス又君主改正ノ必要ヲ認メタルトキハ之ヲ議會
ノ議ニ付スヘク其ノ議決ヲ經スシテ之ヲ改正スルコトヲ得サルモノトス但シ
憲法改正案ト雖モ議會之ヲ否決スルコトヲ得ヘク又議會ノ議決ヲ經タルモノ
ト雖モ君主之ヲ裁可セサルコトアルヘキハ他ノ法律案ト異ナル所ナシ

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

二四七 皇室典範ハ法律ニアラス又勅令ニアラス只皇室ニ關スル規定ナリ
臣民ハ皇室典範ト何等權義ノ關係ヲ有セス故ニ皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ
議ヲ經ルヲ要セス又皇室典範ヲ以テ憲法ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スル
コトヲ得ス

二四九 本條ノ定メアル所以ハ攝政ハ主權者ノ代表者ナレド主權者自身ニ
アラサルカ故ニ之ヲ變更スルノ權ナク且ツ之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトナ
ストキハ爲ニ不測ノ禍ヲ醸スノ恐レアルカ故ナリ

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用非タルニ拘ラ
ス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有
ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十
七條ノ例ニ依ル

二五〇 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用非タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾
セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ストハ從來ノ法令ヲ發スル形式ハ屢
々其ノ名稱ヲ異ニシタルモノニシテ其ノ名稱ニ付キ今ヨリ廻リテ其ノ効力ヲ
定メ得ヘキニアラサルカ故ニ名稱ノ如何ヲ問ハス規定事項ニシテ此ノ憲法ニ

矛盾セサル限リハ依然効力ヲ有スルトノ意ナリ故ニ此ノ憲法ニ依レハ法律ヲ
以テ規定スヘキ事項ヲ從前布告布達又ハ規則等ノ名稱ヲ以テ規定シタルモノ
ト雖モ此ノ憲法ニ於テ法律ヲ以テスルヲ要スルノ故ニ無効トナスコト能ハサ
ルモノトス

第二項ハ此ノ憲法ガ効力ヲ有スルノ時ニ於テ歲出上政府ノ義務ニ係ル契約又
ハ命令ハ凡テ第六十七條ノ例ニ依ルヘキコトヲ定メタルモノナリ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

帝國憲法講義終

正誤

六四頁	十三行	含蓄ノ下スノ一字ヲ脱ス
八一頁	十行	關ハ關ノ誤
八四頁	九行	コトハコトノ誤
八八頁	七行	生スノルハ生スルノ誤
九五頁	一行	議ノ下會ノ一字ヲ脱ス
九八頁	十行	識會ハ議會ノ誤
一五五頁	四行	散テハ散テノ誤
一六八頁	二行	議案ハ議院ツ誤
一八四頁	十行	令チハ令チノ誤
一八六頁	八行	且シハ蓋シノ誤
二〇三頁	十二行	條ヲハ然ラハノ誤
二二二頁	六行	變更スハ變更セノ誤
二五三頁	三行	スハルハスルハノ誤
二五六頁	六行	チノ一字ヲ刪除ス
二六二頁	一行	政府ニハ政府ハノ誤

明治二十九年十二月十五日印刷
 明治二十九年十二月廿五日出版

(非賣品)

著作兼
 發行者

山形縣士族

山田正賢

大阪府大阪市西區江戶堀上通
 二丁目三十番屋敷寄留

印刷者

北田一太郎

大阪市東區内平野町
 二丁目五十七番屋敷

山田正賢
 北田一太郎
 印刷

豫 告

今後改正發布アル毎ニ左記ノ書籍出版可致候

一 民法講義 相續編ノ部

一 商法講義

一 刑法講義

一 刑事訴訟法講義

一 民事訴訟法講義

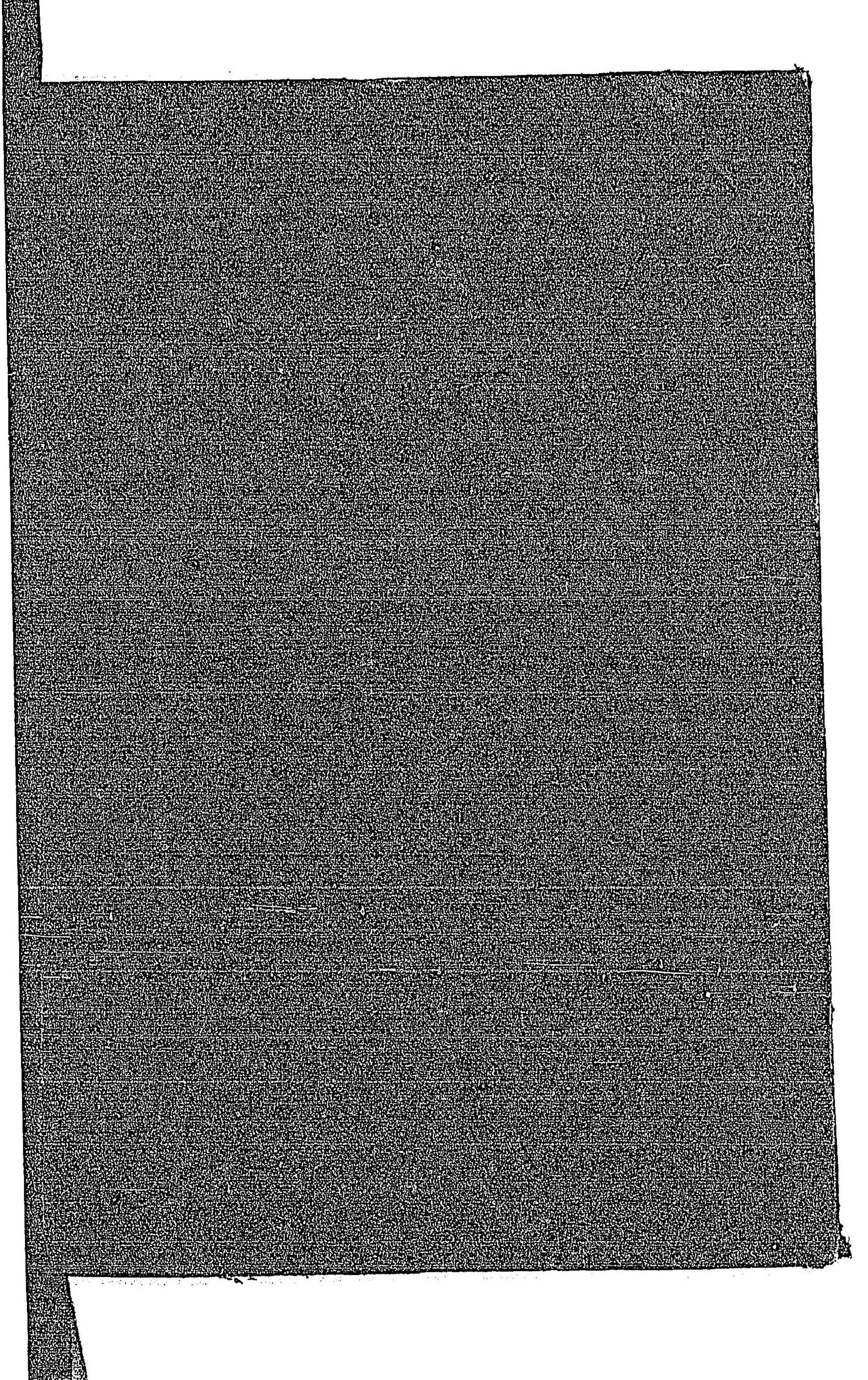
一 登記法講義

一 經濟學講義

一 銀行會社員必携

74
72

12. 2. 26



74
72

031496-000-6

74-72

憲法講義

山田 正賢/著

M29

BBE-0095



